

名勝宇治山保存活用計画

令和 7 年（2025） 3 月

宇治市

序文

宇治山は、市域のほぼ中央部を流れる宇治川の谷口を巡って峰を連ねる二子山、仏徳山、朝日山、太平山、槇ノ尾山などを含む丘陵地の総称であり、古来より風光明媚の地として知られ、丘陵の山容は河畔の風情と相まって優れた景勝地として古くから多くの人々に愛されてきました。

宇治市では、平成 27 年（2015）に二子山での開発計画が浮上したことを受け、「宇治市名勝総合調査指導委員会」を発足させるとともに、市内に所在する歴史的景勝地である庭園や丘陵などについて総合調査を行う中で、宇治山は名勝地であると評価されました。

このため、平成 30 年（2018）1 月 24 日に国に対して意見具申を行い、同年 10 月 15 日に宇治川右岸の二子山、仏徳山、朝日山の範囲において、国の名勝指定を受けました。

こうしたことを受け、名勝宇治山を、地域に根ざした文化遺産として、その歴史的価値を見出していくとともに、地域の財産として継承し、教育や観光などでの活用を推進するため、「名勝宇治山保存活用計画」を策定いたしました。本計画には、その本質的価値として「峰を連ねる山容とその植生」「歴史を今に伝える社寺と名所」など 4 点を位置付け、今後、本計画にもとづき、必要な施策や事業を行い、名勝地としての優れた風致景観を守り、未来へと継承してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、様々なご協力をいただいた社寺や事業者の皆様をはじめ、ご指導を賜りました宇治市名勝宇治山保存活用検討委員会委員の皆様や文化庁、京都府の各位に厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月 31 日

宇治市長 松村 淳子

例言

1. 本書は、名勝宇治山の保存活用計画である。
2. 名勝宇治山保存活用計画の策定事業は、国庫補助を受けて令和4年度（2022）から令和6年度（2024）にかけて実施した。
3. 令和4年度（2022）は名勝宇治山に関連する基礎資料の収集や森林植生の調査を株式会社スペースビジョン研究所に委託し、令和5・6年度（2023・2024）は保存活用計画策定支援業務を株式会社総合計画機構に委託した。
4. 本書の執筆は、文化庁文化財第二課及び京都府教育庁文化財保護課の指導を受け、宇治市歴史まちづくり推進課が行った。また、本書の執筆にあたり、宇治市名勝宇治山保存活用検討委員会から助言を受けた。
5. 本書の編集は、宇治市歴史まちづくり推進課と協議のもと、株式会社総合計画機構が行った。
6. 3章及び5章において、写真番号の後ろに記載している（）内の丸番号は、先出した写真位置図及び建物・写真位置図の丸番号に対応するものである。

目次

第1章 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の目的	1
(3) 委員会の設置・経緯	2
(4) 計画の対象範囲	4
(5) 計画の期間	4
(6) 他の計画との関係	4

第2章 名勝宇治山周辺の概要

(1) 自然	6
第1項 地形と地質	6
第2項 水系	8
第3項 気候	8
(2) 社会	9
第1項 市の沿革	9
第2項 土地利用	10
第3項 人口動態	11
第4項 交通環境	12
第5項 産業	13
第6項 観光	14
第7項 名勝宇治山に関連する法令、計画など	15
(3) 歴史	31
第1項 宇治山とその周辺	31
第2項 指定地内の社寺の歴史	35
第3項 宇治の近代化	39
第4項 戦後の宇治のまちと宇治山	41
(4) 文化財	44
第1項 宇治市内の文化財の概要	44
第2項 名勝宇治山指定地内の文化財	45

第3章 名勝宇治山の内容・構成

(1) 指定に至る経緯	49
(2) 指定の状況	49

第1項 指定告示	49
第2項 指定説明文とその範囲	50
(3) 宇治山の景観と植生	54
第1項 芸術作品を通して見た宇治山の景観	54
第2項 宇治山の植生	58
第3項 視点場	66
第4項 好まれた構図	70
第5項 近代化と宇治山の景観	73

第4章 名勝宇治山の本質的価値

(1) 名勝宇治山の本質的価値	75
(2) 名勝宇治山の本質的価値に準ずる価値	75
(3) 本質的価値を補完するもの	75
(4) 指定地内に所在するその他のもの	75
(5) 指定地内の構成要素の概要	76
第1項 本質的価値を構成する諸要素	76
第2項 本質的価値に準ずる価値を構成するもの	76
第3項 本質的価値を補完するもの	76
第4項 指定地内に所在するその他のもの	76

第5章 現状と課題

(1) 名勝宇治山全体の現状と課題	77
第1項 保存管理の現状と課題	77
第2項 活用の現状と課題	78
第3項 整備の現状と課題	79
第4項 運営・体制の現状と課題	79
(2) 課題整理のための地区区分	80
(3) 各地区の現状と課題	82
第1項 A地区の現状と課題	82
第2項 B地区の現状と課題	92
第3項 C地区の現状と課題	113
(4) 植生の現状と課題	116
第1項 植生の現状	116
第2項 獣害などの現状	117
第3項 植生の課題	117

第6章 保存活用の理念と基本方針

- (1) 保存活用の理念 118
- (2) 基本方針 118

第7章 保存管理

- (1) 保存管理の方針 119
- (2) 保存管理の方法 119
 - 第1項 名勝指定地全体の保存方法 119
 - 第2項 地区ごとの保存方法 119
- (3) 現状変更の取り扱い基準 120
 - 第1項 現状変更などに関わる手続き 120
 - 第2項 指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理について 125
- (4) 追加指定 125
- (5) 公有化 125

第8章 活用

- (1) 活用の方針 126
- (2) 活用の方法 126

第9章 整備

- (1) 整備の方針 127
- (2) 整備の方法 127
 - 第1項 保存のための整備 127
 - 第2項 活用のための整備 128

第10章 運営・体制

- (1) 運営・体制の方針 129
- (2) 運営・体制の方法 129
 - 第1項 関係諸機関による運営・体制 129
 - 第2項 (仮称) 名勝宇治山整備検討委員会の設立と保存、活用の推進 129

第11章 実施計画 131

第12章 経過観察

- (1) 経過観察の方向性 132

（２） 経過観察の方法	132
参考・引用・出典文献一覧	133
参考資料（令和４年度植生調査成果抜粋）	135
参考資料（関係法・施行令など）	148

第1章 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の背景

宇治川^{うじがわ}の右岸に位置する宇治山^{うじやま}は、古来より風光明媚の地として知られ、峰を連ねる丘陵の山容は、河畔の風情と相まって優れた景勝地として人々に愛されてきた。

宇治市では、市内に所在する名勝について総合把握調査を行い、宇治山の名勝地としての評価を位置付けたうえで、国の名勝指定を受けた。しかし、名勝宇治山の周辺では宅地開発が進んでおり、近年は自然災害による被害なども深刻な状況となっているほか、社寺林の維持や獣害対策も課題となっている。

また一方で、宇治山周辺には、世界文化遺産の宇治上神社^{うじかみじんじゃ}や平等院^{びやうどういん}のほか多くの社寺があり、現在も崇敬を集めている。当地は『源氏物語』ゆかりの地^{げんじものがたり}でもあり、豊かな自然環境にも恵まれ、京都^{きょうと}や奈良^{なら}から交通の便も良いことから多くの観光客が訪れる観光地となっている。宇治市源氏物語ミュージアムやお茶と宇治のまち歴史公園などハード面の整備のほか、宇治観光ボランティアガイドクラブの取り組みなどソフト面の充実によって年々宇治を訪れる観光客は増加している。また、アニメーション作品の聖地巡りを目的とした人も見られるようになっており、社寺や豊かな自然環境以外のものを目的として宇治を訪れる観光客も増加してきている。

本計画は、近年宇治山の保全と観光施策を両立させる必要性が生じるなど、宇治山を取り巻く社会情勢が大きく変化していることを受け、策定するものである。

(2) 計画の目的

本計画では、名勝宇治山の価値と現状を確認するとともに、課題について整理を行い、保存と活用、整備などの方向性についてまとめる。名勝を将来へと継承するためには、確実な保存と適切な活用計画が必要となる。今後の宇治市において必要な施策や事業計画においても名勝の優れた風致景観を守り伝えていくことを目的として計画を策定するものである。

(3) 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたり、「名勝宇治山保存活用検討委員会」を設置した。委員会は、宇治山の歴史や古社寺、自然が織りなしてきた歴史的風致の特性を踏まえ、歴史学・文化財学1名、森林植生学1名、砂防工学・森林科学1名、日本庭園史学・文化財庭園保存修復1名、古典文学1名、造園学・文化的景観1名で構成した。会議には、オブザーバーとして、文化庁文化財第二課と京都府教育庁文化財保護課を招いた。委員会の事務局は、宇治市歴史まちづくり推進課が務めた。

計画案は、宇治市歴史まちづくり推進課が取りまとめた。宇治市は地域住民に対して適宜意見の聞き取りを行うなど情報集約を実施し、関係部局とは適宜連絡調整を行うことによって体制の構築に努めた。

表 1-1 名勝宇治山保存活用検討委員会 名簿

	氏 名	分 野	職 名
委員長	増渕 徹	歴史学・文化財学	京都橘大学 名誉教授 和歌山県立紀伊風土記の丘 館長
副委員長	高原 光	森林植生学	京都府立大学 名誉教授
委 員	石川 芳治	砂防工学・森林科学	東京農工大学 名誉教授
	仲 隆裕	日本庭園史学・ 文化財庭園保存修復	京都芸術大学芸術学部 歴史遺産学科 教授
	安藤 徹	古典文学	龍谷大学文学部 日本語日本文学科 教授
	恵谷 浩子	造園学・文化的景観	奈良文化財研究所文化遺産部 景観研究室長
オブザーバー	平澤 毅	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	
	藤井 整	京都府教育庁文化財保護課主幹兼記念物係長	
	古川 匠	京都府教育庁文化財保護課記念物係（令和4年度）	
	中居 和志	京都府教育庁文化財保護課記念物係（令和5・6年度）	

表 1－2 協議経過の概要

会 議	内 容
第 1 回委員会 令和 4 年（2022）12 月 22 日	・ 委員委嘱 ・ 委員長、副委員長の選出 ・ 名勝宇治山保存活用計画の策定について
第 2 回委員会 令和 5 年（2023）3 月 24 日	・ 自然環境調査成果報告（植生調査）について ・ 詳細な法令規則状況について ・ 本質的価値を構成する諸要素の検討 ・ 現地視察について
第 3 回委員会 令和 5 年（2023）6 月 26 日	・ 前回委員会の主な意見について ・ 検討スケジュール案について ・ 概要説明 ・ 現地視察
第 4 回委員会 令和 5 年（2023）10 月 6 日	・ これまでの委員会での主な意見について ・ 検討スケジュール案の見直しについて ・ 本質的価値の再整理 ・ 構成要素の再提示 ・ 保存、活用、整備にあたって現状と課題
第 5 回委員会 令和 6 年（2024）1 月 11 日	・ 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の再検討 ・ 地区区分の検討 ・ 現状変更取り扱い基準の検討 ・ 保存、活用、管理、整備方針の検討
第 6 回委員会 令和 6 年（2024）3 月 28 日	・ 計画案 1 章～3 章についての検討 ・ 各地区区分の再検討
第 7 回委員会 令和 6 年（2024）7 月 16 日	・ 計画案 1 章～6 章についての検討
第 8 回委員会 令和 6 年（2024）8 月 26 日	・ 計画案 1 章～5 章についての再検討
第 9 回委員会 令和 6 年（2024）12 月 2 日	・ 計画案 1 章～5 章についての確認 ・ 計画案 6 章～13 章についての検討
第 10 回委員会 令和 7 年（2025）2 月 17 日	・ 計画案の最終確認

(4) 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、国指定範囲とするが、今後保護を要する範囲を含め、指定地周辺地域についても必要に応じて言及する。

(5) 計画の期間

計画は、令和7年(2025)4月1日から10年間を対象とし、必要に応じて保存活用計画の現状や進捗状況を評価し、本計画の見直しを検討する。今後保護を要する範囲については、逐次継続的に関係者と協議を重ね、必要な措置を検討していくこととする。

(6) 他の計画との関係

総合計画や教育、観光、景観などの各関連計画を列挙した。本計画は、こうした計画と連携し、個々の計画に基づく施策と一体となって、名勝宇治山の保存管理、活用、整備を図る(図1-1)。

<他の文化財関係の計画>

- ◎ 京都府文化財保存活用大綱(令和2年(2020)2月策定)
- ◎ 宇治市文化財保存活用地域計画(未策定)
- ◎ 「宇治の文化的景観」文化的景観保存活用計画書(平成20年(2008)7月策定)
重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画(平成28年(2016)3月策定)
- ◎ 世界遺産「古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)」包括的保存管理計画
(令和5年(2023)3月策定)
- ◎ 宇治市歴史的風致維持向上計画(第2期)(令和5年(2023)3月策定)

<関連計画>

- ◎ 宇治市第6次総合計画(令和4年(2022)3月策定)
- ◎ 宇治市景観計画(平成20年(2008)4月策定、令和6年(2024)4月3回目改定)
- ◎ 第2次宇治市教育振興基本計画(令和4年(2022)3月策定)
- ◎ 宇治市都市計画マスタープラン(令和4年(2022)5月策定)
- ◎ 第2期宇治市観光振興計画(令和5年(2023)3月策定)

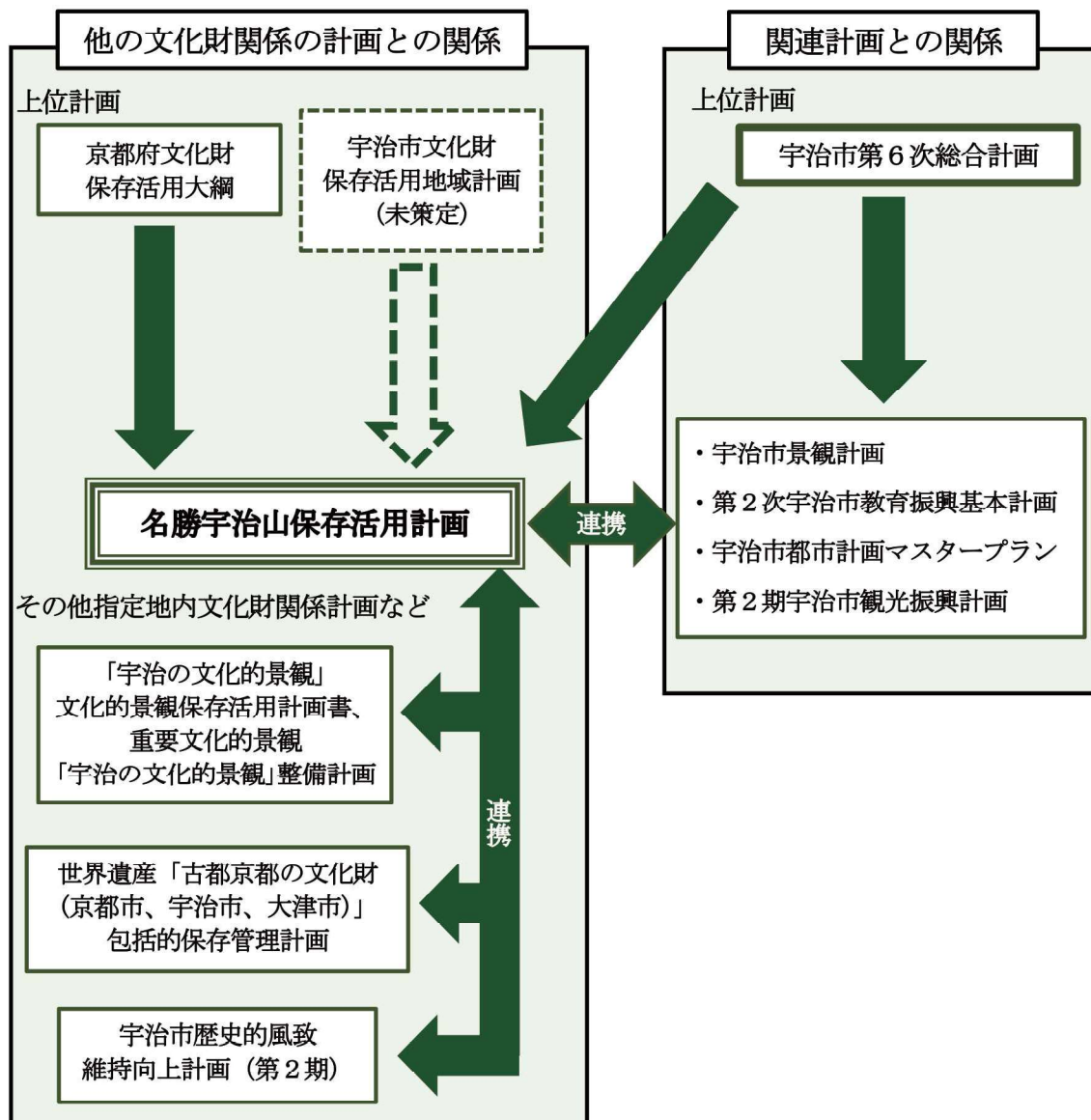


図1-1 他の文化財関係の計画・関連計画との関係図

第2章 名勝宇治山周辺の概要

(1) 自然

第1項 地形と地質

ア 地形

宇治市は、市域のほぼ中央部に宇治川が流れ、市域の西部は平野（^{はんらんげん}氾濫原低地）、東部は低山や丘陵で構成された山地で、山間地にあたる場所は標高 200 ～ 300 m の準平原化された丘陵地となっている。市域の最も低い場所の標高は 10 m 前後となっており、この場所には広大な巨椋池^{おぐらいけ}があった。昭和 16 年（1941）に国営干拓事業によって農地へと転換されている。市域の最高点は喜撰山^{きせんやま}の山頂であり、標高は 416 m である。

東部の山地は、標高約 350 ～ 600 m 級の醍醐山地^{だいごさんち}が連なっている。宇治川の本流が深い峡谷地形を形成し、支流においても急傾斜の谷となっている。

宇治山は、宇治川の谷口を巡って峰を連ねる仏徳山^{ぶつとくさん}、槇ノ尾山^{まきの おやま}などを含む丘陵地の総称であり、準平原化された低位の丘陵で構成されている。宇治川右岸の丘陵と左岸の丘陵の間には宇治川の本流が流れている。

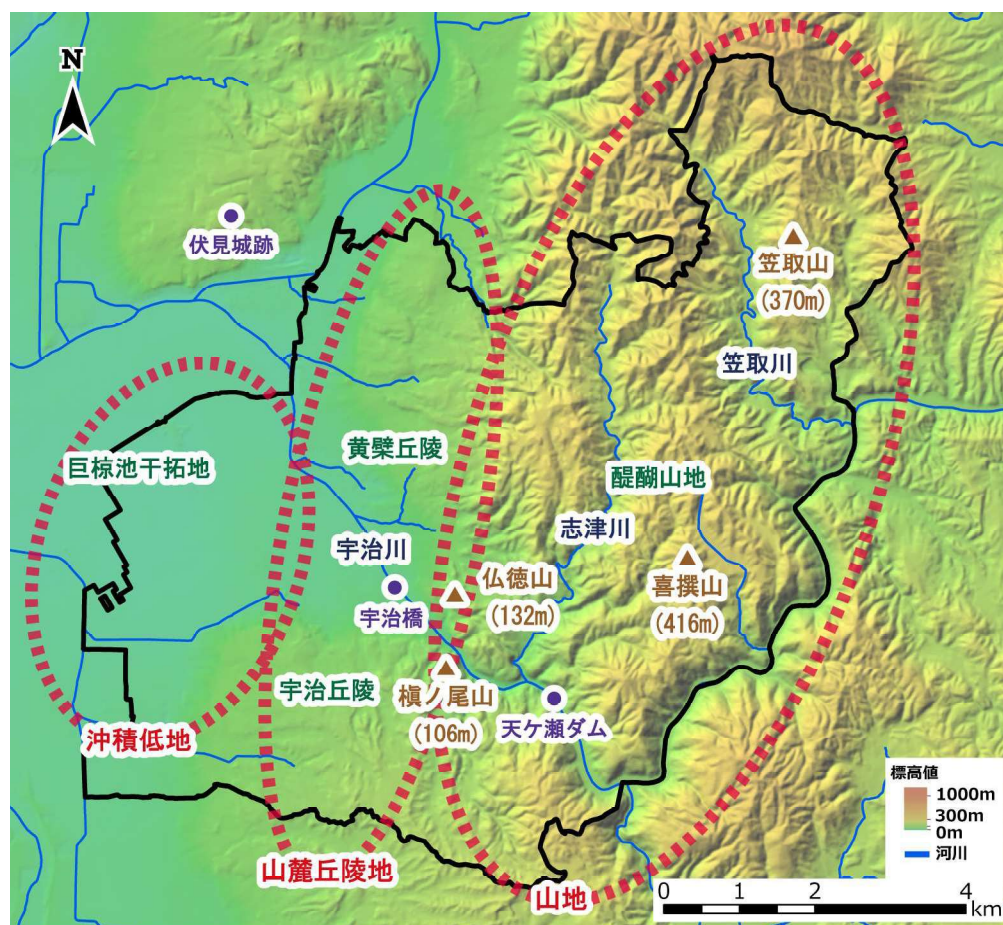


図2-1 宇治市の標高及び水系（出典：宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）を一部改変）

イ 地質

宇治市の地質は古生代に形成された砂岩、泥岩、礫堆積物などからなり、北から高塚山層、日野層、三室戸層、天ヶ瀬層に分かれている。南の天ヶ瀬層は、宇治から大峰山（宇治田原町所在）に至る宇治川両岸に分布し、その北の三室戸層は、一部志津川と宇治川の合流部や宇治橋東南岸の丘陵（仏徳山・朝日山など）に貌を出す。三室戸寺近辺から喜撰山に至る間や白川に分布する。その背後は新生代に形成された礫層などからなる丘陵が覆い、宇治川に北から流れ込む志津川が形成した開析谷が、天ヶ瀬層などからなる東方の丘陵を分断している。

宇治山は主に中生代層からなる準平原化された低位の丘陵で構成されており、一部新生代層からなる丘陵がそびえ立つ。宇治川右岸の仏徳山や朝日山は三室戸層と呼ばれる古生代層で形成され、宇治川左岸の槇ノ尾山などは新生代層からなる丘陵である。

宇治山の地質はほとんどが泥岩であり、二子山を含む北部は礫・砂・泥、宇治川の右岸部分（宇治上神社から興聖寺周辺部）は礫質の堆積物である。仏徳山や朝日山の山頂付近では泥岩などの露出がみられ、表層に岩石層が存在している。そのため、樹木が根を張りにくく、岩石の風化による落石や大雨の際の土砂災害、倒木などの要因となっている。宇治山の森林土壌は、仏徳山の山頂・尾根と一部の斜面、朝日山の山頂部付近に乾性褐色森林土、山腹から斜面下部には適潤性褐色森林土が分布している。

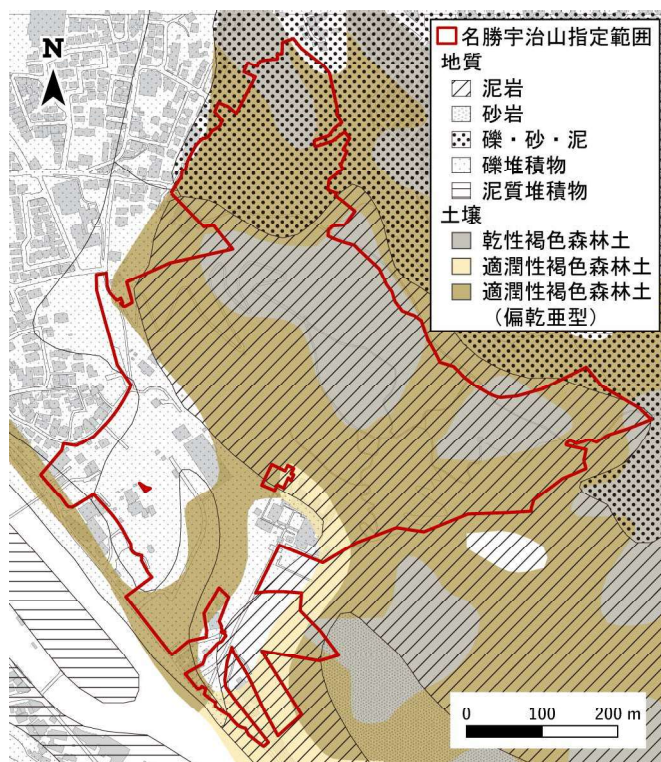


図2-2 名勝宇治山の地質区分と土壌

（出典：「5万分の1土地分類基本調査」（GISデータ・国土交通省）より作成）

第2項 水系

市域の南東から北西へと流れる宇治川は、琵琶湖を水源とする淀川水系であり、最大 1,500 m³/s の流量と市内最大の流域面積を持つ。滋賀県内では瀬田川と呼ばれるこの川は、三川合流域で木津川、桂川と合流して淀川となる。

狭隘な谷部から氾濫平野に流れ出る宇治川は、その流れが急流であったことから長らく人々の往来を阻害していた。宇治川の平野部における川幅が最も狭いこともあり渡河点として交通の要衝であった宇治は、大化2年（646）に僧道登により宇治橋が架橋されたことによって人の往来が活発となり、交通の要衝としての位置付けを強めた。

宇治川の宇治橋より下流域は、時代によってその流路を変化させている。文禄3年（1594）に、豊田秀吉によって伏見城築城に伴う淀川水系の治水事業の一環として太閤堤が築堤された。これにより、網目状に分流して巨椋池に流れ込んでいた宇治川は巨椋池から切り離されることとなったが、遊水池として機能させるために宇治川とつながる部分が一部残されていた。明治時代になり、淀川の改良工事が行われたことによって宇治川と巨椋池は完全に切り離された。

第3項 気候

宇治市の平均気温は 15.2℃（平成9年（1997）～令和3年（2021）の平均値）、年間降水量は 1519.4 mm（平成4年（1992）～令和3年（2021）の平均値）、平均湿度は 79.6%（平成5年（1993）～令和3年（2021）の平均値）である（京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所の計測データを使用）。山地部や平野部との地形環境の違いによって気象条件は微妙に異なってくるが、宇治市の気象の概況は気温の年較差が小さく、降水量が比較的多い気候で、年間を通じて高い湿度となっている。

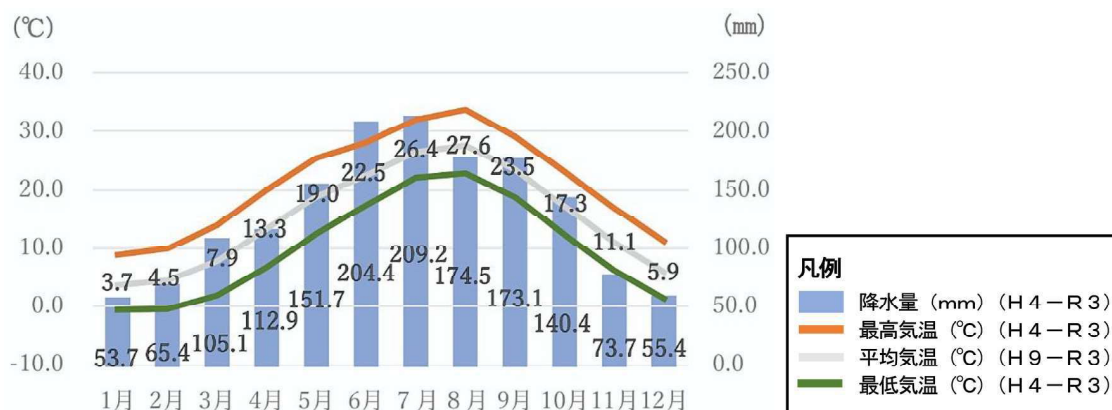


図 2-3 宇治市の気候（データ出典：宇治市統計書）

- ※1 観測地は宇治市白川中ノ薗1（京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所）
- ※2 平成4年（1992）～令和3年（2021）の観測値を使用
- ※3 平成18年（2006）10月・11月、令和2年（2020）2月は機器の校正などにより欠測日あり
- ※4 平均気温は、平成5年度（1993）～平成9年度（1997）の『宇治市統計書』において前年度の観測値が報告されていないため、平成9年（1997）～令和3年（2021）の平均値
- ※5 平均湿度は『平成5年度宇治市統計書』において前年度の観測値が報告されていないため平成5年（1993）～令和3年（2021）の平均値

(2) 社会

第1項 市の沿革

現在の宇治市域には、明治 12 年(1879)時点で宇治郡の 10 村と久世郡の 1 町 1 郷 7 村があり、その後の町村郷の合併によって、昭和 26 年(1951)に東宇治町、宇治町、槇島村、小倉村、大久保村が合併して、人口約 3 万 8 千人の宇治市が誕生した。

表 2-1 宇治市の沿革

郡名	明治 12 年 (1879) 時点	明治 22 年 (1889) 4 月 1 日時点	昭和 22 年 (1947) 5 月 3 日時点	昭和 26 年 (1951) 3 月 1 日～
宇治郡	五ヶ庄村、木幡村、菟道村、 志津川村、六地藏村	宇治村	東宇治町	宇治市
	東笠取村、西笠取村、炭山村、 二尾村、池尾村	笠取村		
久世郡	宇治町、宇治郷、白川村	宇治町	宇治町	
	槇島村	槇島村	槇島村	
	小倉村、伊勢田村、安田村	小倉村	小倉村	
	大久保村、広野村	大久保村	大久保村	

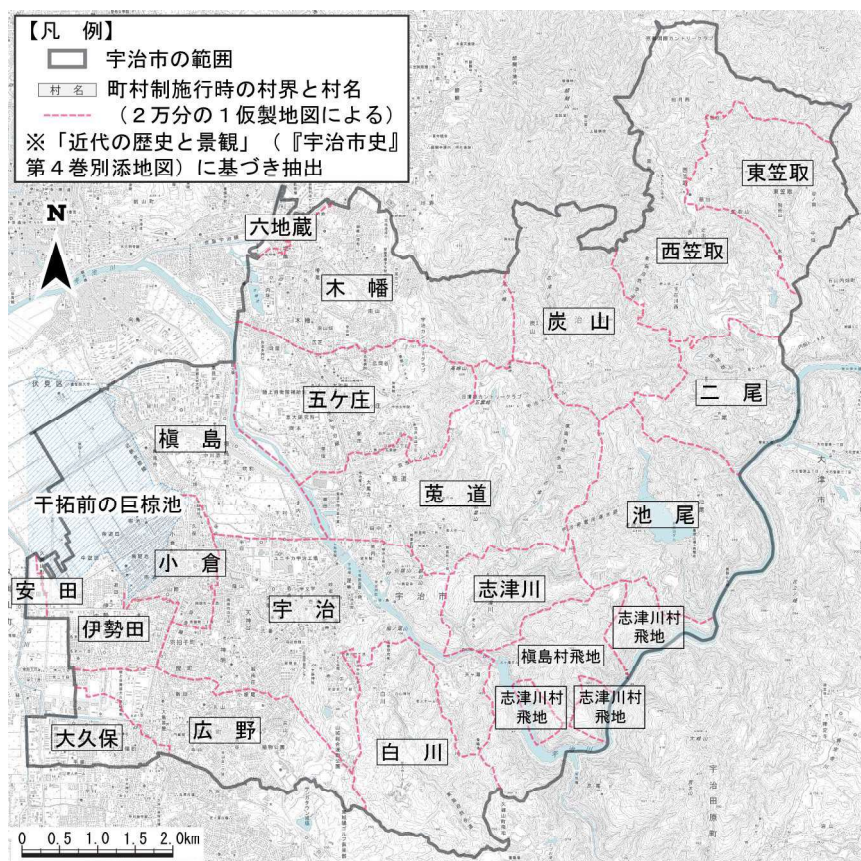


図2-4 宇治市域の地区境界（明治12年（1879）～22年（1889））

(出典：宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）を一部改変）

第2項 土地利用

宇治市の土地利用状況は、市域東側の山間部のほとんどが山林であり、用途地域は市街化調整区域及び都市計画区域外となっている。市域中部の山麓丘陵地から宇治川周辺の低地にかけては、住宅地となり部分的に茶園などの耕地が点在している。宇治川以西には、巨椋池干拓地の水田が広がっている。これらの地域の中央部は宅地化されており、工場や学校などが多い。都市計画上の地域区分は、都市計画区域のうち約半分が市街化区域になっている。また、用途地域をみると、住居系地域の占める割合が最も高く、約77%である。

名勝宇治山の指定範囲は、用途地域でみると第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、市街化調整区域となっている。



図2-5 宇治市の用途地域の内訳（出典：宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）を一部改変）

第3項 人口動態

昭和26年（1951）の宇治市発足時の人口は、約3万8千人であった。昭和30年代後半の高度経済成長期以降、大阪・京都に近く公共交通が便利なことから、住宅衛星都市として急激な宅地開発が始まり、人口及び世帯数は激増した。昭和45年（1970）には10万人を超え、昭和55年（1980）に15万人を突破した。人口の伸びは、平成7年（1995）以降鈍化し、近年は多少の増減はあるもののほぼ横ばい状態となっている（図2－6）。現在の人口は、令和6年（2024）4月1日時点で約18万人であり、京都府内では京都市に次ぐ人口を擁している。令和2年（2020）3月に策定した『第2期宇治市人口ビジョン 宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略』では、平成27年（2015）の人口を基準とし、出生率の上昇と社会減少の解消といった仮定条件による将来推計人口として、令和42年（2060）に150,786人を目標としている（図2－7）。

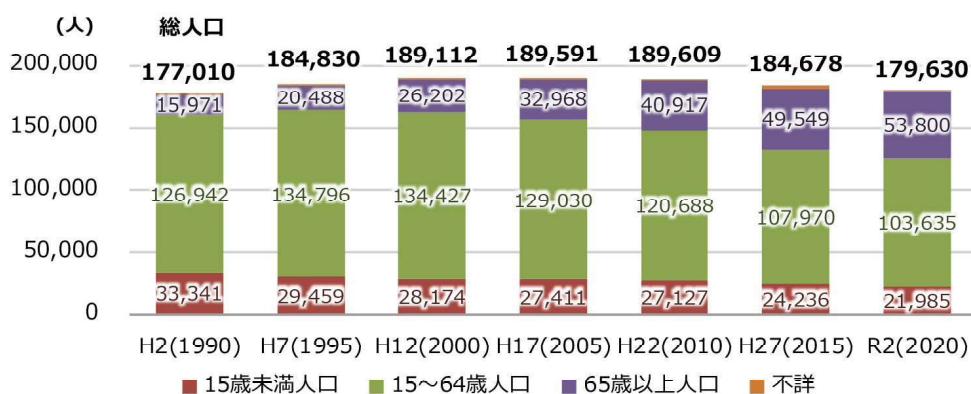


図2－6 年齢4区分別人口（出典：宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）を一部改変）

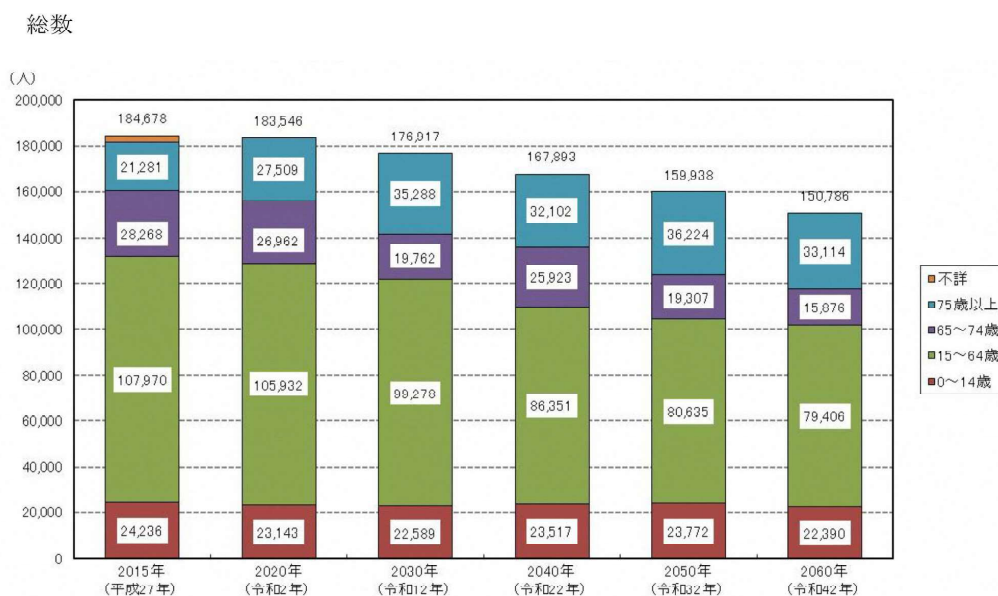


図2－7 第2期宇治市人口ビジョンにおける年齢4区分別人口
（出典：第2期宇治市人口ビジョン 宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第4項 交通環境

市内には西日本旅客鉄道（J R）奈良線、京阪電気鉄道（京阪）宇治線、近畿日本鉄道（近鉄）京都線、京都市高速鉄道（京都市営地下鉄）東西線の4路線が乗り入れており、京都や大阪にアクセスしやすい鉄道交通環境にある。主要観光地から名勝宇治山の最寄り駅となる京阪宇治駅へのアクセスは、祇園四条駅（京都市内）からの所要時間が約35～50分、京阪京橋駅（大阪市内）からの所要時間が約45～50分である。また、京都駅から宇治市の中心駅の一つであるJ R宇治駅までの所要時間は約15～25分である。

また、国道1号京滋バイパスや国道24号が市内を通り、周辺には京都第二外環状道路や第二京阪道路の広域幹線網が整備されている。名勝宇治山周辺には、主要地方道の府道3号大津南郷宇治線、府道7号京都宇治線、府道15号宇治淀線などがあり、広域幹線網によって宇治の中心部と各地が結ばれている。

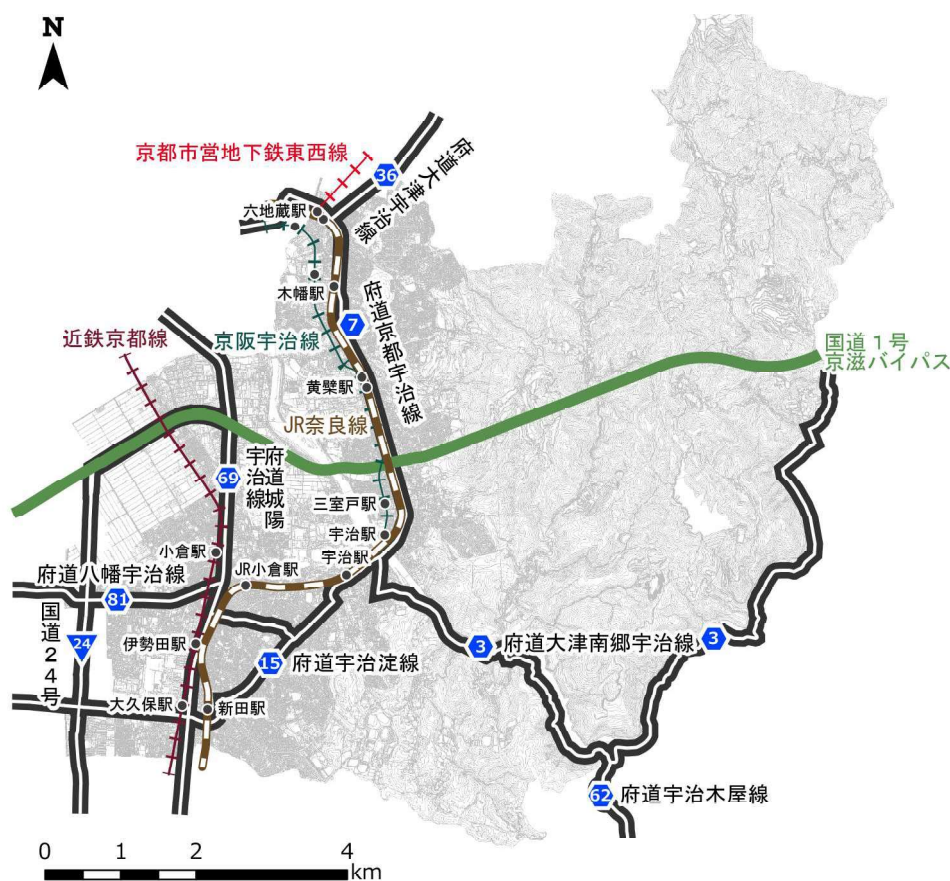


図2-8 宇治市交通網図（引用：宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）を一部改変）

第5項 産業

国勢調査の統計によると、平成27年（2015）の産業別就業者数は、第1次産業が0.8%（574人）、第2次産業が25.6%（19,292人）、第3次産業が73.6%（55,354人）である。産業（大分類）では、製造業（14,632人）、卸売・小売業（13,025人）、医療・福祉（10,747人）の順に多い。第1次産業に含まれる農業従事者の多くは水田農業と茶生産（茶農家）であり、その数は戦後減少傾向にある。第2次産業については、巨椋池干拓地や鉄道網の整備、水力発電による電力供給の確保、豊かな地下水資源を背景に、昭和2年（1927）に操業を始めたユニチカ宇治工場（旧日本レイヨン宇治工場）など、近代以降、繊維・自動車・玩具の大規模工場など製造業に関する企業が多く立地している。近年、製造業の従事者数の減少が若干みられるものの、基幹産業として宇治市を支えている。なお、伝統産業である茶業に関しては、「農業」、「製造業」、「卸売・小売業・飲食店」など様々な職業分野にわたっている。



写真2-1 ユニチカ宇治工場



写真2-2 平等院表参道に並ぶお茶関連商店



写真2-3 東笠取の集落と棚田



写真2-4 本簀覆下茶園での茶摘み

第6項 観光

宇治市には、世界文化遺産「古都京都の文化財（^{こ と きょうと ぶんかざい}京都市・宇治市・大津市）」の構成資産である平等院や宇治上神社をはじめ、社寺や名所などが数多くある。また、源氏物語ゆかりの地でもあり、名産の宇治茶や豊かな自然景観に恵まれていることから、国内外から多くの観光客が訪れる文化観光地となっている。宇治市は、平成2年（1990）から『源氏物語』をテーマに観光振興を図り、源氏物語散策の道や宇治市源氏物語ミュージアムの整備のほか、宇治十帖^{うじじゅうじょう}スタンプラリーといったイベントの開催などソフト面も推進してきた。平成24年（2012）に策定した『宇治市観光振興計画』^{うじ し かんこうしんこうけいかく}では、官民一体で全国ブランドである宇治茶を活かした観光振興を図ることとし、平成29年（2017）に設立された（一社）京都山城地域振興社^{きょうとやましろうちいきしんこうしゃ}（通称：お茶の京都DMO）は、山城地域を「お茶の京都」と名付け、お茶をテーマにしたネットワーク化など取り組みを進めている。令和3年（2021）には、宇治茶と宇治の歴史・文化をテーマとしたお茶と宇治のまち歴史公園がオープンし、お茶と宇治のまち交流館茶づなでの展示や体験プログラムを通して、宇治の魅力を発信している。近年は、新たな観光資源として、宇治川や天ヶ瀬ダムを活用した取り組みが進められており、宇治川でのEボート川下りや、かわまちづくり事業による水辺を生かした賑わいづくりが進められている。また、宇治を主な舞台としたアニメ作品の中で、大吉山風致公園展望台^{だいきちやまふうちこうえんてんぼうだい}など宇治市内の各所が描かれたことから、聖地巡礼としてその場所を訪れるファンが見られるようになっており、アニメと連携したイベントの開催など新たな取り組みも行われている。これらの観光振興を支える取り組みとして、平成8年（1996）から開始された宇治観光ボランティアガイドクラブの活動は、一般的な観光名所の案内と併せて、源氏物語専門ガイドや外国語によるガイド、障がいのある方々が宇治観光を楽しむ取り組みなど、観光客の多様な目的に対応を図っている。

観光客は年々増加傾向にあり、源氏物語千年紀^{げんじものがたりせんねんき}であった平成20年（2008）には500万人を超え、令和元年（2019）は約560万人の観光客が訪れた。観光客の増加は、ハード面の充実とともにソフト面での取り組み効果が大きく、宇治川の鶴飼いやあがた祭などの伝統行事、季節感を活かした宇治川さくらまつりや年間を通して開催される各種催しに加え、京の七夕^{i n U j i}や放ち鶴飼いなど新たな催しも魅力のひとつとなっている。



写真2-5 観光ボランティアガイド

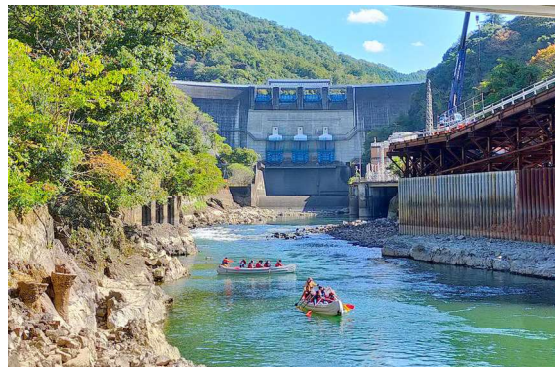


写真2-6 宇治川での水上アクティビティ

第7項 名勝宇治山に関連する法令、計画など

ア 関連法令などの概要

名勝宇治山の指定範囲における、本計画に関連する法令などについて、規制の概要を下記の表に、各法令で定められる地区や区域を法令ごとに図示した（図2-9～19）。

表2-2 名勝宇治山指定範囲における各関連法令など

法令など	地区・区域など	本計画に関連する規制などの内容
文化財保護法 (図2-9)	周知の埋蔵文化財包蔵地 【宇治市街遺跡（川東地区）・山本古墳・山本窯跡・山本瓦窯跡・山本古墓・宇治神社遺跡・宇治上神社遺跡・恵心院山門前遺跡・朝日山遺跡】	掘削を伴う工事を行う際は、着手の60日前までに、埋蔵文化財発掘の届出・通知が必要。（必要に応じて発掘調査を実施）
	国指定史跡宇治古墳群 (二子山北墳・南墳)	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。
	国指定名勝宇治山	
	国選定重要文化的景観 「宇治の文化的景観」	景観重要構成要素の移転、除去、価値に影響を及ぼす増改築などの現状変更行為は届出が必要。
京都府文化財保護条例 (図2-9)	京都府指定名勝 興聖寺庭園及び琴坂	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、京都府教育委員会の許可を受けなければならない。
	興聖寺文化財環境保全地区	建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の区画・形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、その他教育委員会規則で定める行為を行う際は、行為の20日前までに届出が必要。
都市計画法 (図2-10、11)	都市計画区域 ・市街化調整区域 ・市街化区域	市街化調整区域については、市街化を抑制する区域であるため、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。
	用途地域 ・第1種低層住居専用地域 ・第1種住居地域	用途地域により建築物の用途の制限や建蔽率、容積率などの制限を伴う。
	高度地区 ・第1種高度地区 ・第3種高度地区 ・第1種低層住居専用地域 ・第1種住居地域	高度地区により高さ規制を伴う。
	防火指定 ・22条区域 ・準防火地域 ・市街化調整区域 ・第1種低層住居専用地域 ・第1種住居地域	防火指定により、防火性能に関する規制を伴う。
景観法 (図2-10、12)		建築物などの新築や改築、工作物の建設など開発行為を行う場合に、景観計画に基づき届出が必要。

法令など	地区・区域など	本計画に関連する規制などの内容
宇治市景観計画 (図2-10、12)	景観計画重点地区3： 世界遺産保全及び特別風致地区	基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとすることや、外壁や屋根などの形状や色調、付帯施設に規制を設けるなど意匠や形態、色彩などに厳しい誘導基準を設けることによって、宇治市を象徴するシンボリックな景観として、世界遺産の歴史的・文化的な景観と宇治川の清流、仏徳山及び槇ノ尾山などの自然の風致が織りなす美しい景観を維持、継承している。
	景観計画区域B： 歴史的遺産周辺地区	基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとすることや、周辺の建造物に合わせた屋根形状とすることなど意匠や形態、色彩などに誘導基準を設けることによって、世界遺産から続く緩衝地帯として山麓丘陵の自然と世界遺産などの歴史が融和した良好な風致を保全し、世界遺産と一体感が感じられるまちなみ景観の創出・育成を進めている。
	景観計画区域J：山間地区	美しい山間集落地の景観に寄与することや、自然景観に調和した意匠形態とすることや、基調となる色調は落ち着いた低彩度のものとするなど、里山や棚田などの景観資源の保全、育成を進めている。
自然公園法 (図2-13)	琵琶湖国定公園第2種特別地域	工作物の新築や木竹の伐採、河川などの水位又は水量に増減を及ぼさせることなど法に定められた行為については、京都府知事の許可が必要。
宇治市風致地区条例 (図2-13)	特別風致地区	建築物などの新築、改築、増築又は移転、宅地の造成、土地の形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、建築物などの色彩の変更を行う際は、事前に市長の許可が必要。
	普通風致地区	
近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (図2-14)	近郊緑地保全区域	建築物その他の工作物の新築や木竹の伐採など法に定められた行為をしようとする者は、あらかじめ、京都府知事にその旨を届け出なければならない。ただし、近畿圏の保全区域の整備に関する法律及び施行令で定められた通常管理行為、軽易な行為などは届出が不要。
宅地造成及び特定盛土等規制法 (図2-15)	宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、当該工事に着手する前に、京都府知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (図2-16)	三室戸鳥獣保護区	狩猟が認められない。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (図2-17)	土砂災害警戒区域	開発行為をする区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、事前に知事の許可を得なければならない。
	土砂災害特別警戒区域	

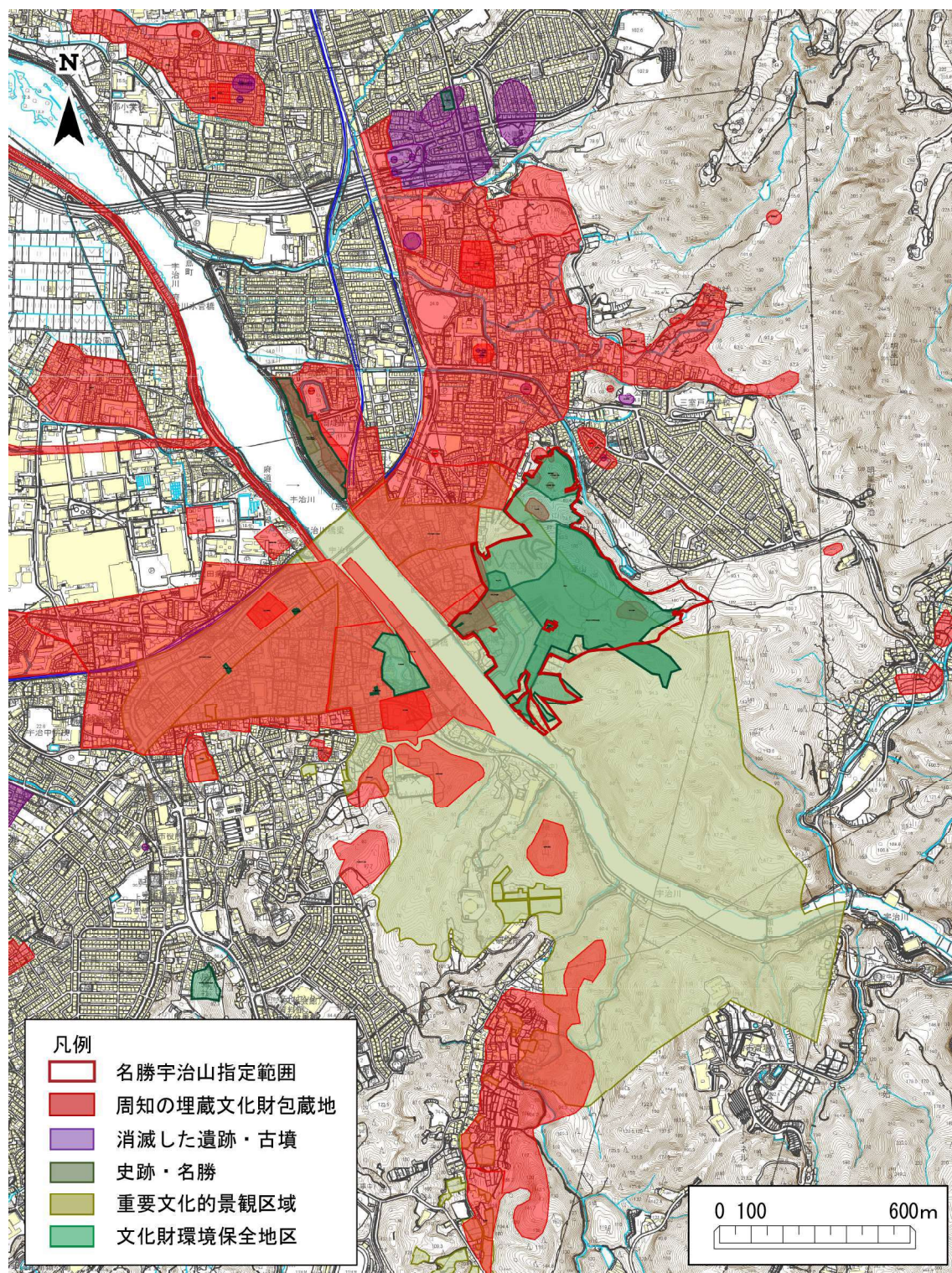
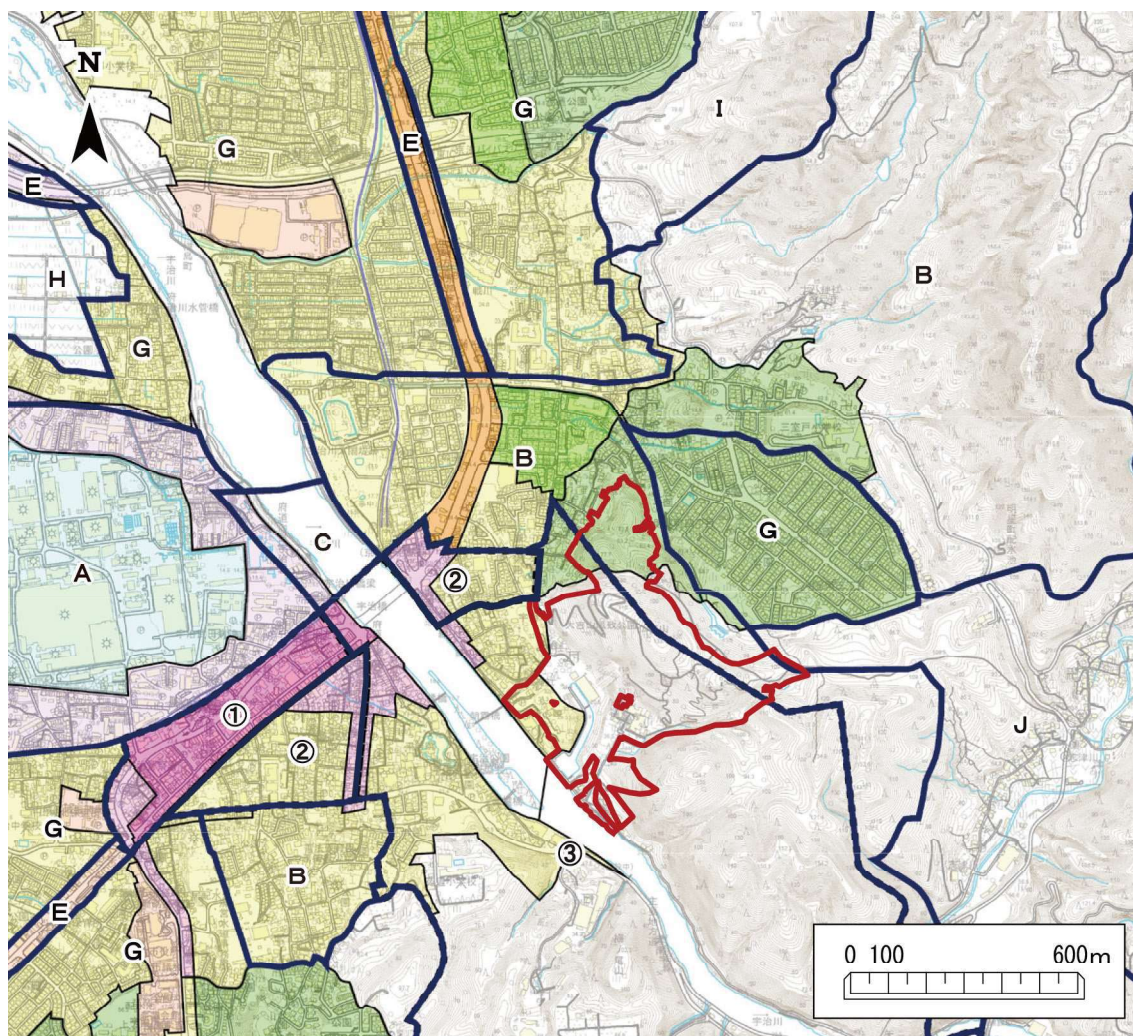


図 2 - 9 名勝宇治山周辺文化財関係範囲図



凡例

名勝宇治山指定範囲

都市計画法

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

宇治市景観計画

景観計画重点区域

- 重点区域① 中央玄関口地区
- 重点区域② 世界遺産周辺地区
- 重点区域③ 世界遺産保全及び特別風致地区

景観計画区域

- A 世界遺産背景地地区
- B 歴史的遺産周辺地区
- C 宇治橋下流地区
- E 主要幹線道路沿道地区
- G 市街地地区
- H 田園地区
- I 山麓地区
- J 山間地区

図2-10 都市計画法に基づく地域及び宇治市景観計画に基づく区域図

(未着色部分：市街化調整区域)

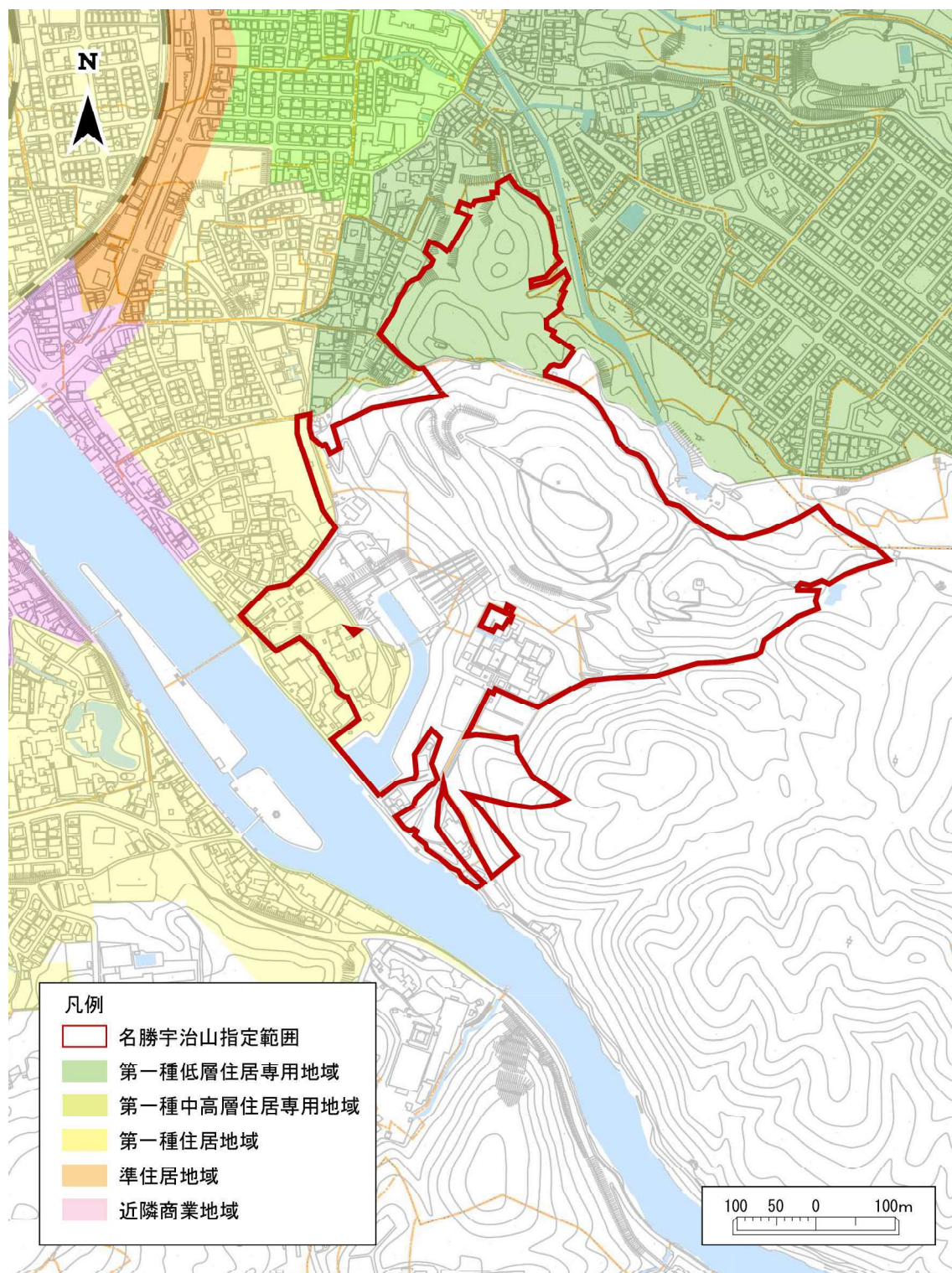


図 2 - 11 名勝宇治山周辺都市計画法に基づく用途地域図
(未着色部分：市街化調整区域)

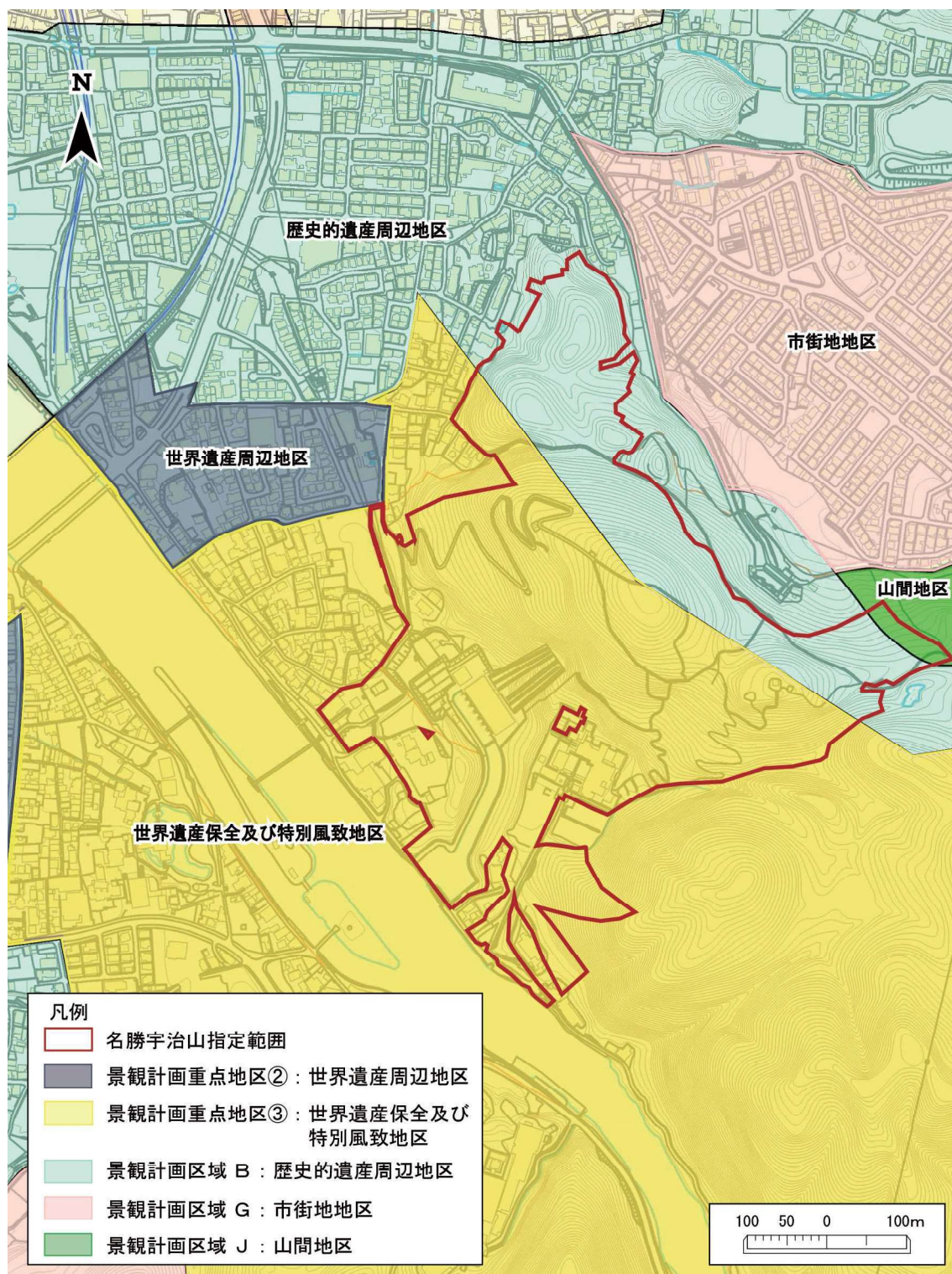


図 2 - 12 名勝宇治山周辺宇治市景観計画に基づく景観計画区域図

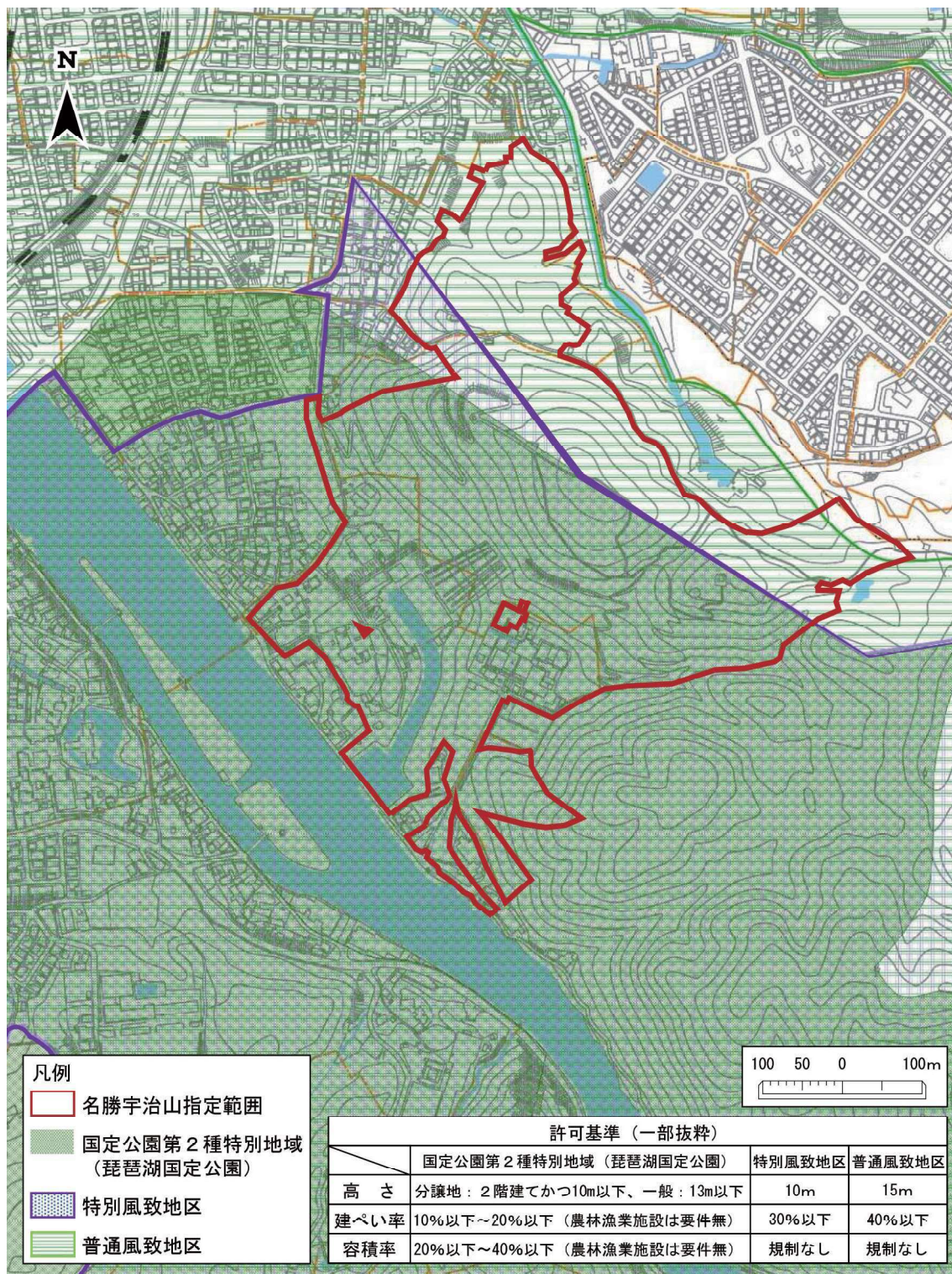


図2-13 名勝宇治山周辺自然公園法及び宇治市風致地区条例に基づく国定公園区域及び風致地区図

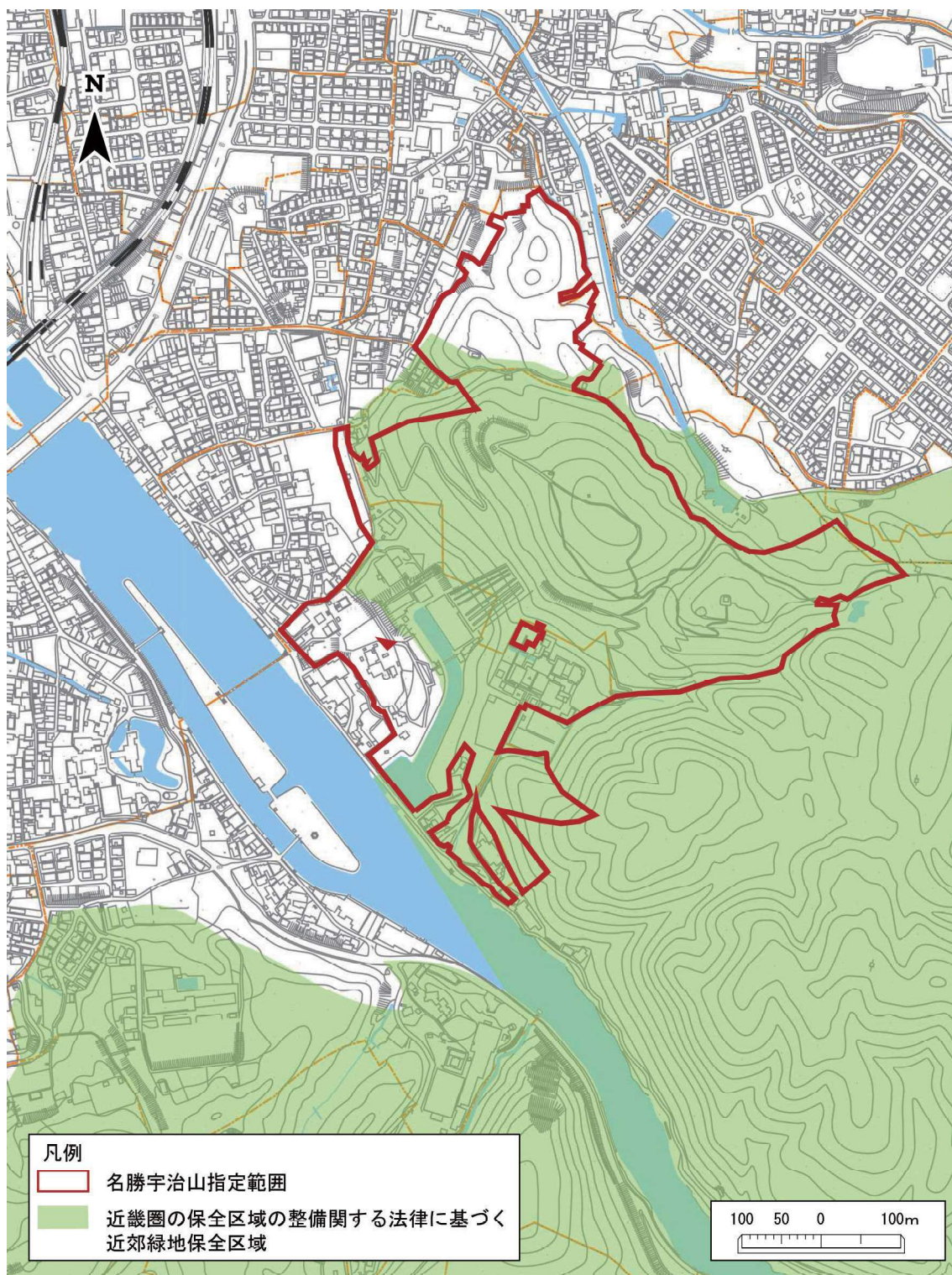


図 2 - 14 名勝宇治山周辺近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域図



図 2 - 15 名勝宇治山周辺宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事規制区域図
(令和 7 年 (2025) 5 月 1 日施行予定)

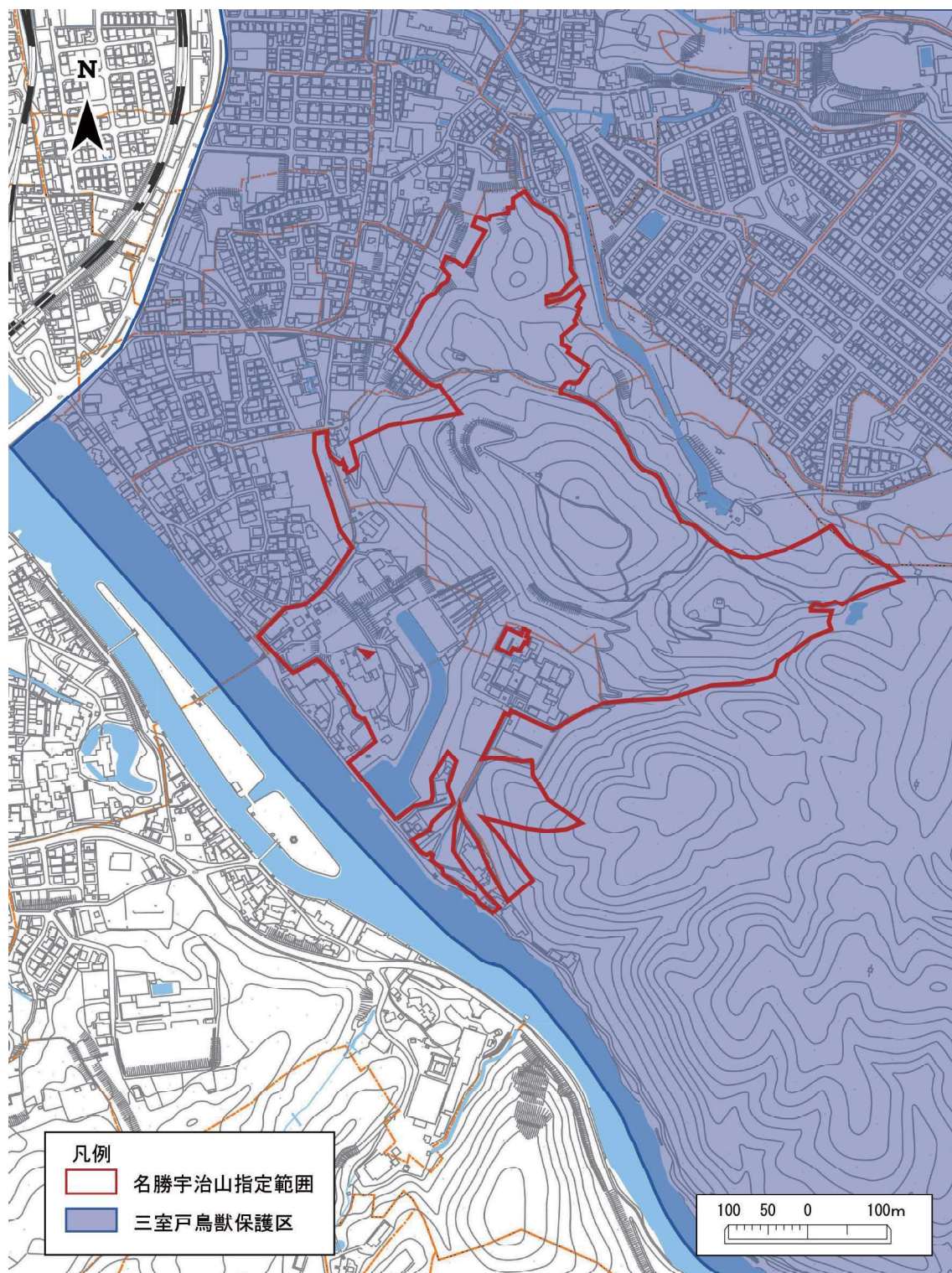


図2-16 名勝宇治山周辺鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区域図

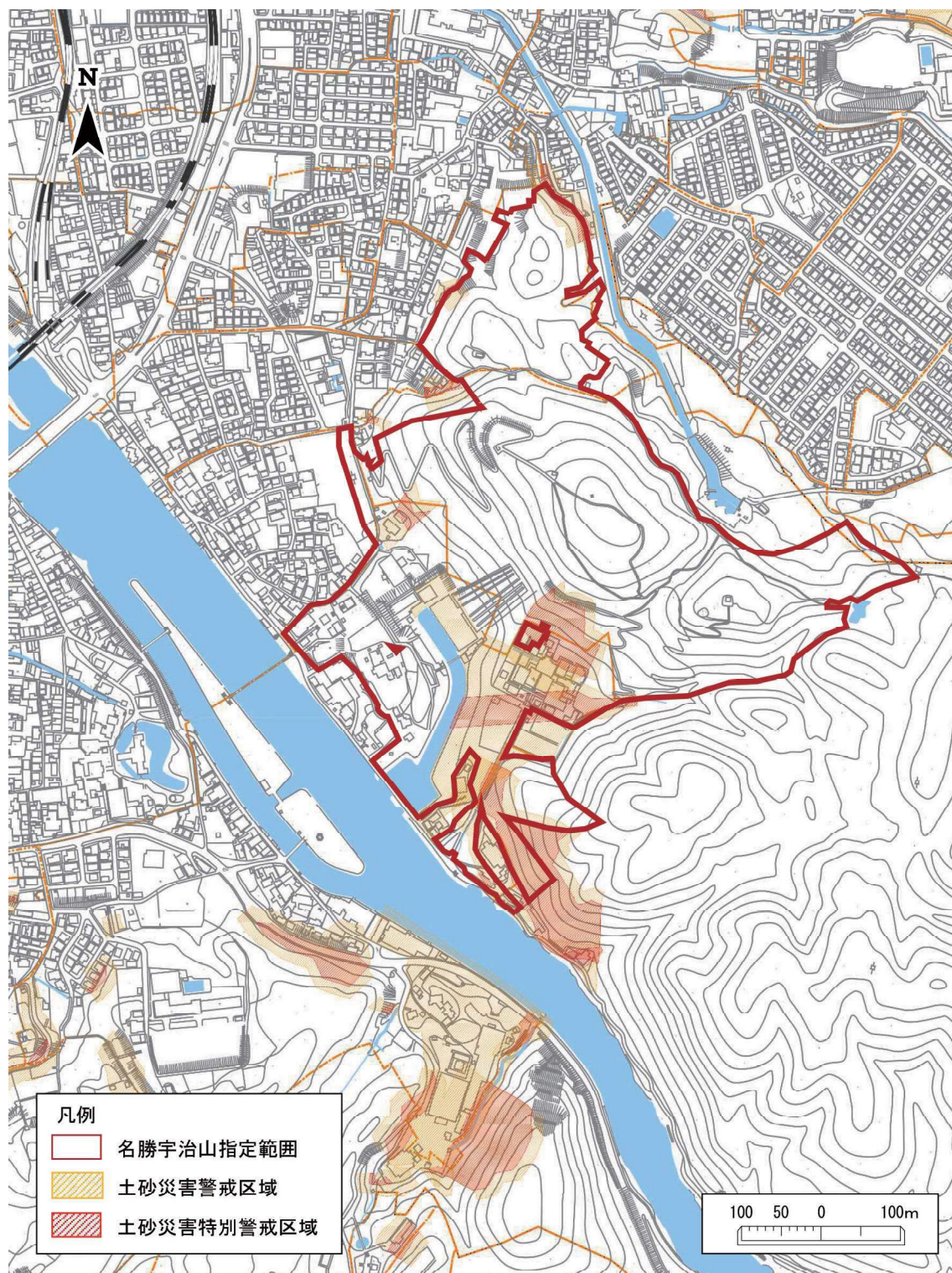


図2-17 名勝宇治山周辺土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図

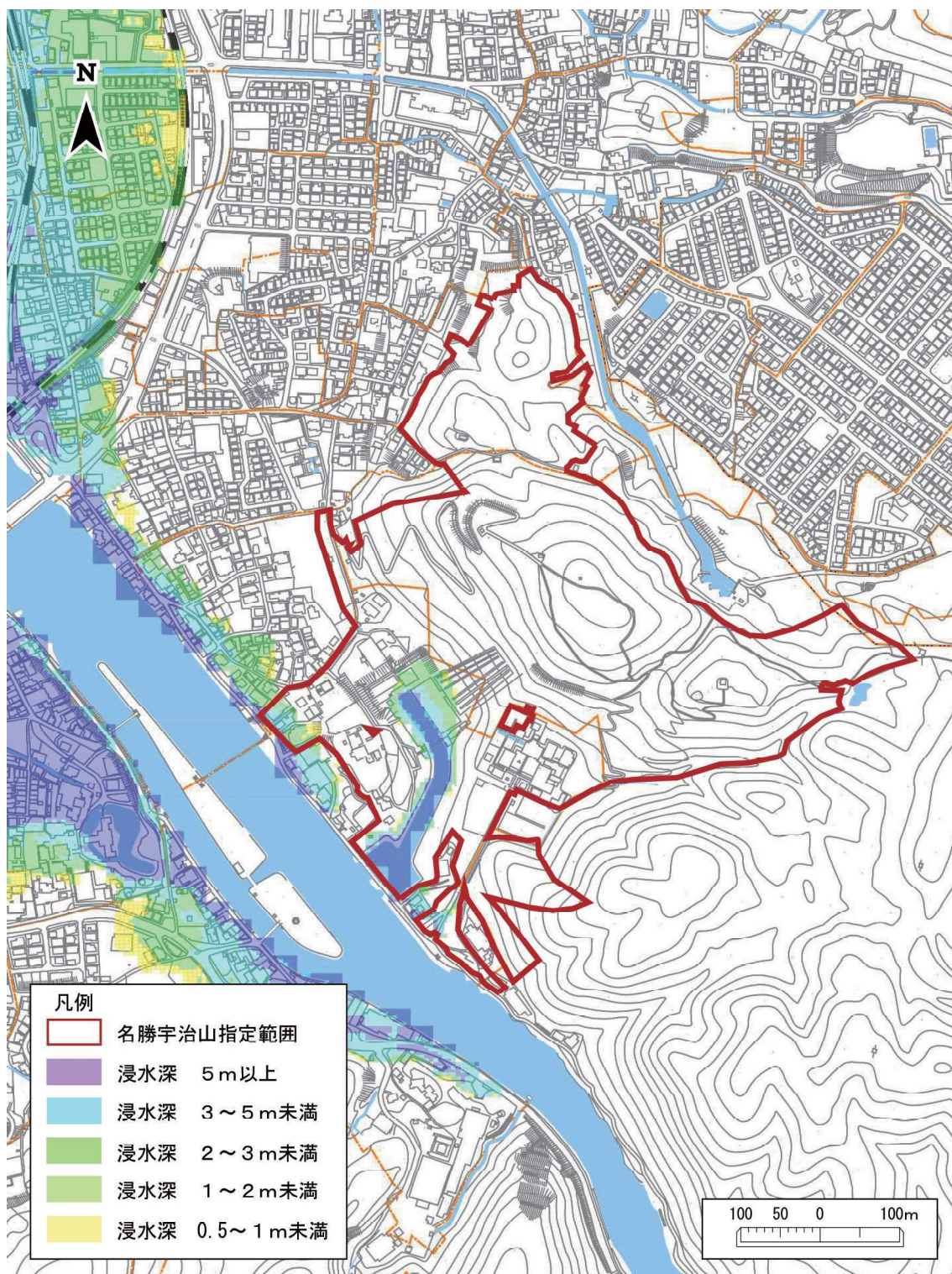


図2-18 名勝宇治山周辺浸水想定区域図（想定最大規模）

（出典：京都府マルチハザード情報提供システムを一部加工）

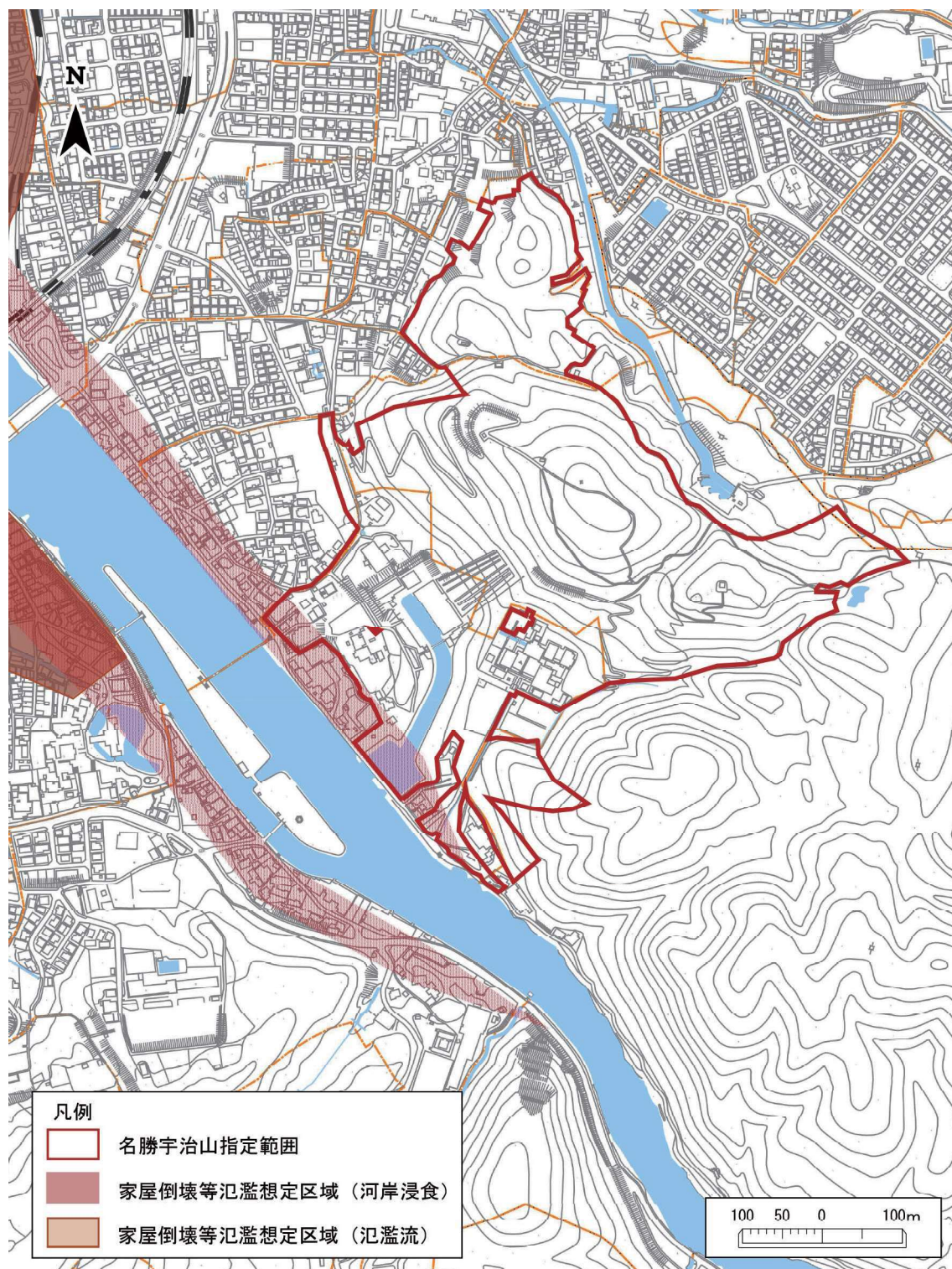


图 2 - 19 名勝宇治山周辺家屋倒壊想定区域图（出典：淀川浸水想定区域图【淀川（宇治川を含む）版】）

イ 関連する法令や条例に基づく計画などの概要

<他の文化財関係の計画>

◎ 京都府文化財保存活用大綱（令和 2 年（2020）2 月策定）

広い見地から文化財の保存と活用の基本的な方向性などを定め、これを明確にすることで、府内における適切な文化財の保存と活用を一層推進することを目的に策定された大綱である。

京都府内の文化財の概要についてまとめるとともに、市町村が「文化財保存活用地域計画」を策定する際に指針とすべき事項などを示している。

◎ 世界遺産「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」包括的保存管理計画（令和 5 年（2023）3 月策定）

平成 6 年（1994）に世界遺産一覧表に記載された「古都京都の文化財」は、各市における景観計画の改定などにより保全に資する施策が強化されるなど、資産や緩衝地帯を超えた都市全体の開発コントロールが、様々な新しい制度と多様な関係者によって重層的に行われてきた。このような変化を踏まえ、今後も顕著な普遍的価値（OUV）を確実に保存するために必要な事項を確認し、現有の様々な制度がどのように保存に寄与しているのかを位置付け、関係者間の共通認識とすることを目的に策定された計画である。

宇治市では平等院及び宇治上神社が世界文化遺産の構成資産となっている。その周囲は宇治市風致地区条例の特別風致地区及び景観計画の重点地区として保全されており、緩衝地帯の役割を果たしている（図 2－20）。

◎ 「宇治の文化的景観」文化的景観保存活用計画書（平成 20 年（2008）7 月策定）

平成 21 年（2009）2 月 12 日に重要文化的景観に選定された「宇治の文化的景観」を保存、活用し、継承することを目的として策定された計画である。宇治が宇治であり続けるために、また、より魅力的な宇治へと進んでいけるように、文化的景観の保存、活用に関する基本的な方向性を示している。

当保存活用計画書の策定及び令和 3 年（2021）の重要構成要素の追加指定により、建造物のほか道路や河川など現在 13 種 95 件が景観重要構成要素となっており、宇治山の範囲では、仏徳山及び朝日山があげられている。

◎ 重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画（平成 28 年（2016）3 月策定）

平成 21 年（2009）2 月 12 日に重要文化的景観に選定された「宇治の文化的景観」の市街地における整備の方針と方策について取りまとめた計画である。文化的景観の本質的価値の保全と継承に関わる取り組みをより一層確実に導いていくために、価値の所在と整備、活用の方針や方策を具体的に提示したものである。また、文化的景観保存活用計画書において当該文化的景観が広がっているとしながらも選定の申出ができていない白川地区及び黄檗地区^{おうぼく}の選定地の追加拡大の方針について、地区の概要や文化的・景観的特性などを整理している。

◎ 宇治市歴史的風致維持向上計画（第2期）（令和5年（2023）3月策定）

第1期計画で整備した施設を活かしたソフト事業の展開や未指定文化財などの保護、伝統文化の保存、継承に向けた後継者の育成などの残されている課題を解決し、宇治市固有の「歴史的風致」を守り育て、未来へと引き継ぎ、引き続き歴史的風致の維持及び向上に向けた取り組みを進めていくために策定した計画である。

文化財に関する事項では、文化財の保存、活用の現況と今後についてのほか、文化財の防災についての方針などをあげている。

< 関連計画 >

◎ 宇治市第6次総合計画（令和4年（2022）3月策定）

宇治市のまちづくりにおける最上位計画である。「一人ひとりが輝き伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」を目指す都市像とし、5つの基本構想に基づいて各施策を進めている。「5. 伝統と歴史が輝くまち」では、「世界遺産をはじめ、宇治川を中心とした美しい景観など、宇治の歴史を感じることができる魅力ある建物や景観を守るとともに、宇治の伝統や歴史を多くの人々が知り興味を持ってもらえるよう、新たな時代に伝え、さらに発展するまちを目指す」としている。名勝宇治山に関連するものとして、重点施策の「1 WITH コロナ・POST コロナ時代の安全・安心」における施策の柱に「WITH コロナ・POST コロナ時代の観光振興」を掲げており、施策の視点の一つとして「これまでからある伝統や歴史、文化に加え、新たな魅力の創出など宇治ならではの魅力を活かした観光振興を行う」としている。

◎ 宇治市景観計画（平成20年（2008）4月策定、令和6年（2024）4月3回目改定）

“悠久の歴史と自然を今に活かし ふるさと宇治を誇り伝えん”を基本理念とし、市内の歴史的景観の保全と継承の方向性や方策を定めた計画である。

源氏物語にも描かれた宇治川や世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を宇治市のシンボル景観として位置付けており、特に景観に配慮すべき区域については、重点区域を設定することによって景観の保全に努めている。

◎ 第2次宇治市教育振興基本計画（令和4年（2022）3月策定）

「宇治市第6次総合計画」で示している教育分野におけるまちづくりの方向性をはじめ、国や京都府の教育施策の動向、社会環境の変化など、時代の潮流を見据えながらこれからの時代にふさわしい宇治市の教育施策の指針を示すために策定した計画である。家庭・学校・地域でささえる宇治のひとづくり・まちづくりを基本理念に、目指す人間像として、「ふるさと宇治」を愛し、グローバルな視点に立ち、社会の変化を前向きにとらえ、主体的に考え行動し、よりよい人生と「あすの宇治」を創り出せる人を掲げている。7つの施策が掲げられており、名勝宇治山に関連するものとして「施策7 歴史と文化の継承・活用」があり、推進施策の中の一つに「歴史・文化に対する市民の意識向上」をあげている。

◎ 宇治市都市計画マスタープラン（令和４年（2022）５月策定）

令和４年（2022）に策定された第６次総合計画との連携の強化を図り、実効性を高めるとともに、その役割を明確にすることを目的として改定したものである。ともに築く魅力ある未来への都市を基本理念に、４つの基本目標が掲げられている。そのうち、名勝宇治山に関連するものとして「宇治らしさを活かした選ばれる都市づくり」があり、「②歴史・文化が調和した良好なまちの景観づくりに努める、③歴史・文化や茶業など、資源を活用した個性ある都市づくりをめざす」があげられている。

◎ 第２期宇治市観光振興計画（令和５年（2023）３月策定）

「宇治のブランド力を未来へ織りなす」を基本理念に、前期アクションプランコンセプトとして「新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり」を設定している。掲げられている３つの基本方針のうち、名勝宇治山に関連するものとしては「宇治を照らす～新たな魅力の発見～」があり、「宇治川を中心とする自然景観、世界遺産である平等院や宇治上神社をはじめとした豊富な歴史資産、平安時代を舞台にした源氏物語などの豊富な観光資源をさらに活かす取り組みを進めていく一方で、これまであまり注目されることのなかった資源にも様々な角度から光をあて、新しい技術も活用することで、さらなる魅力を発信できる取り組みを進め、来るたびに宇治の良さが体感できるようなまちづくりを進める施策に取り組んでいく。」としている。

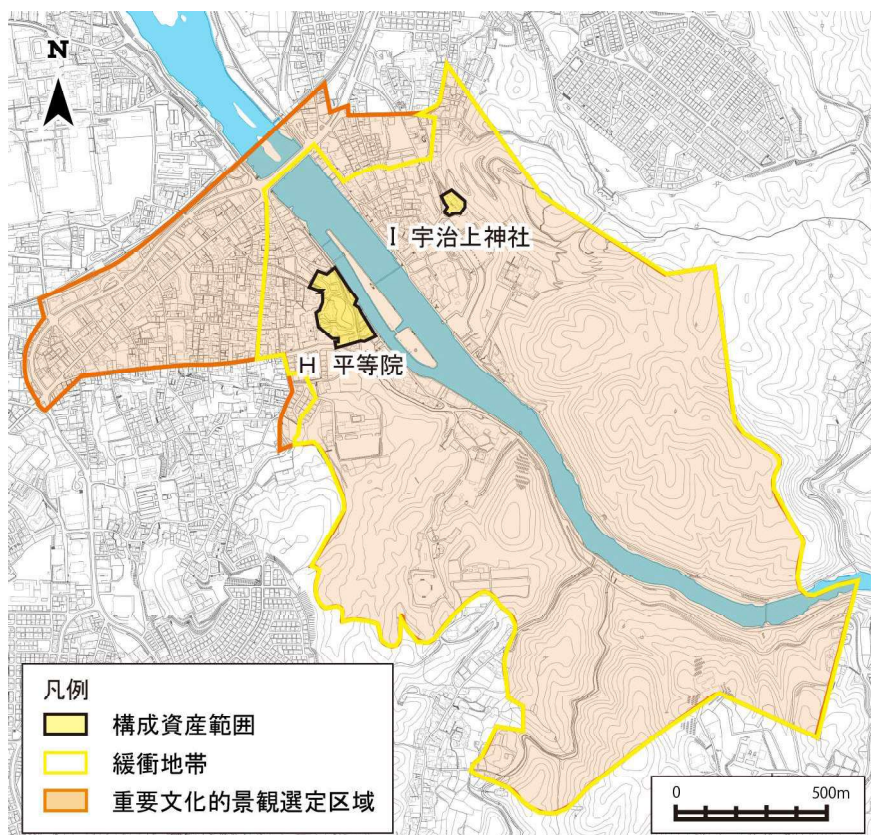


図２－２０ 名勝宇治山周辺文化財関係計画範囲図

(3) 歴史

第1項 宇治山とその周辺

宇治の地名の起源は、『日本書紀』や『山城国風土記』によると、^{やましらのくに ふ ど き}応神天皇と^{おうじん}地元の豪族の間に生まれた皇子^{うじのわきいらつこ}菟道稚郎子が、この地に宮を構えたとする説話による。宇治川右岸には、古墳時代前期と考えられる^{かんのんやまこふん}観音山古墳以降首長墳の造営が続き、古墳時代中期には、豊富な副葬品が出土した2基の大型円墳の^{ふたごやまこふん}宇治二子山古墳が築造される。このことから、ヤマト王権にとってこの地が交通の要衝として重視されていたことがわかる。^{はしでらほうしやういん}橋寺放生院に残された^{うじばし}宇治橋断碑には、大化2年（646）に僧道登により宇治橋が架橋されたことが記されている。石碑は、^{あすかじだい}飛鳥時代の作品として、重要文化財に指定されている。

平安時代になると、貴族が郊外に^{べつぎやう}別業（別邸）を求めたことにより、都市としての発展をはじめ。現在の宇治市街地に残る街路のうち、東西南北の碁盤目はこの時代に整備されたものである（図2-21）。特に^{ふじわらし}藤原氏との関係が深く、^{ちやうとく}長徳4年（998）に^{ふじわらのみちなが}藤原道長が宇治川左岸に別業を構え、その死後、宇治別業を受け継いだ^{ふじわらのよりみち}藤原頼通が、^{えいしやう}永承7年（1052）に寺として平等院に改修した。治安元年（1021）ごろまでに完成したとされる^{むらさきしきぶ}紫式部によって執筆された『源氏物語』全54帖のうち、最後の10帖は宇治が主な舞台となっているため、「宇治十帖」と呼ばれている。また、和歌に宇治山が数多く詠まれるようになり、『^{しんこきんわかしゆう}新古今和歌集』にある^{ふじわらのきんざね}藤原公実の歌のように、宇治山と宇治川の良好な景観を詠んだものや、『^{ひやくにんいつしゆ}百人一首』に採られた^{きせんほうし}喜撰法師の歌のように世のはかなさと無常を描いたものが有名である。当時の宇治山は名勝地であるとともに、『源氏物語』「宇治十帖」において^{はちみや}八宮の隠遁場所として宇治が選ばれたことからわかるように、人生の^{ひがん}明暗と^{しがん}彼岸・此岸の世界が対比する場所として宇治の地のイメージが定着していたと考えられる。



写真2-7
宇治二子山古墳出土の甲冑



写真2-8
宇治橋断碑（橋寺放生院）
（重要文化財（美術工芸品））



写真2-9
平安時代の邸宅と街路の遺構
（宇治橋通りと伍町通りの交差点部）



写真 2 - 10 史跡及び名勝平等院庭園俯瞰全景（平等院提供）

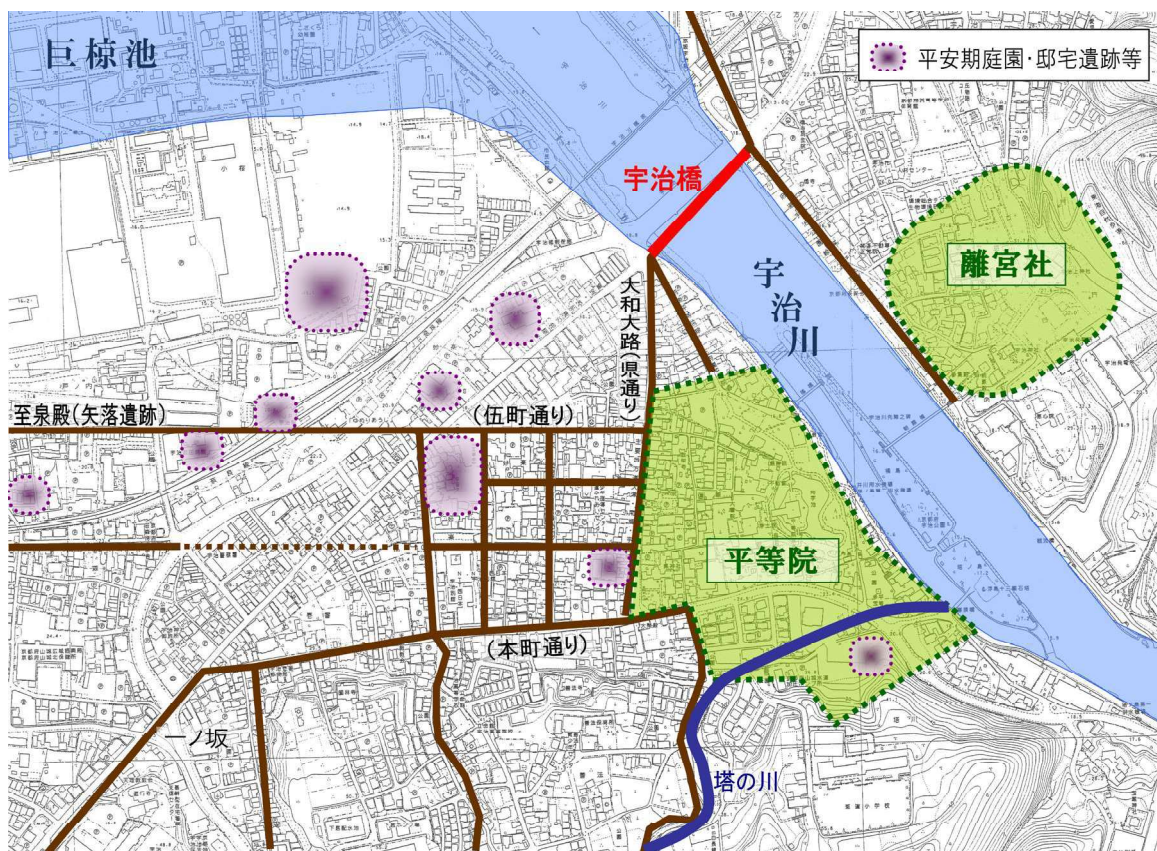


図 2 - 21 平安時代の社寺と街路（出典：宇治市歴史的風致維持向上計画（第 1 期））

しかし、武士の台頭によって藤原氏は、次第に宇治から退転し、別業群も衰退に向かった。源氏と平氏が戦った治承・寿永の乱、その後の承久3年（1221）に起きた承久の乱では、交通の要衝である宇治川が戦いの場所となった。また、建武3年（1336）に楠木正成によって宇治のまちが焼かれ、その後の再建が都市形成の転機となった。この復興の中で、奈良街道から宇治橋へと直線的に連結する現在の宇治橋通りが造られ、碁盤目の街区とこの通りが重複することで現在の三角形の特異な宇治の市街地が形成されたと考えられる（図2－22）。この新しい通り沿いを中心に庶民の町家が建てられ、平安時代の貴族邸宅を中心とする別業都市とは違った、新たな都市が形成され現在へと継承されてきたと考えられている。

中世の宇治は、祭礼神事に伴う芸能集団の活躍など、多彩な文化が花開いたときでもあった。宇治には平安時代に藤原氏によって平等院を始めとする社寺が造営され、そこで執り行われた祭礼行事が地域に強い文化的足跡を残した。離宮祭など藤原氏の援助によって盛大に執行された祭礼は、援助が期待できなくなった中世以後も途絶えることなく地域社会の中に定着し、地域の祭礼として受け継がれていった。

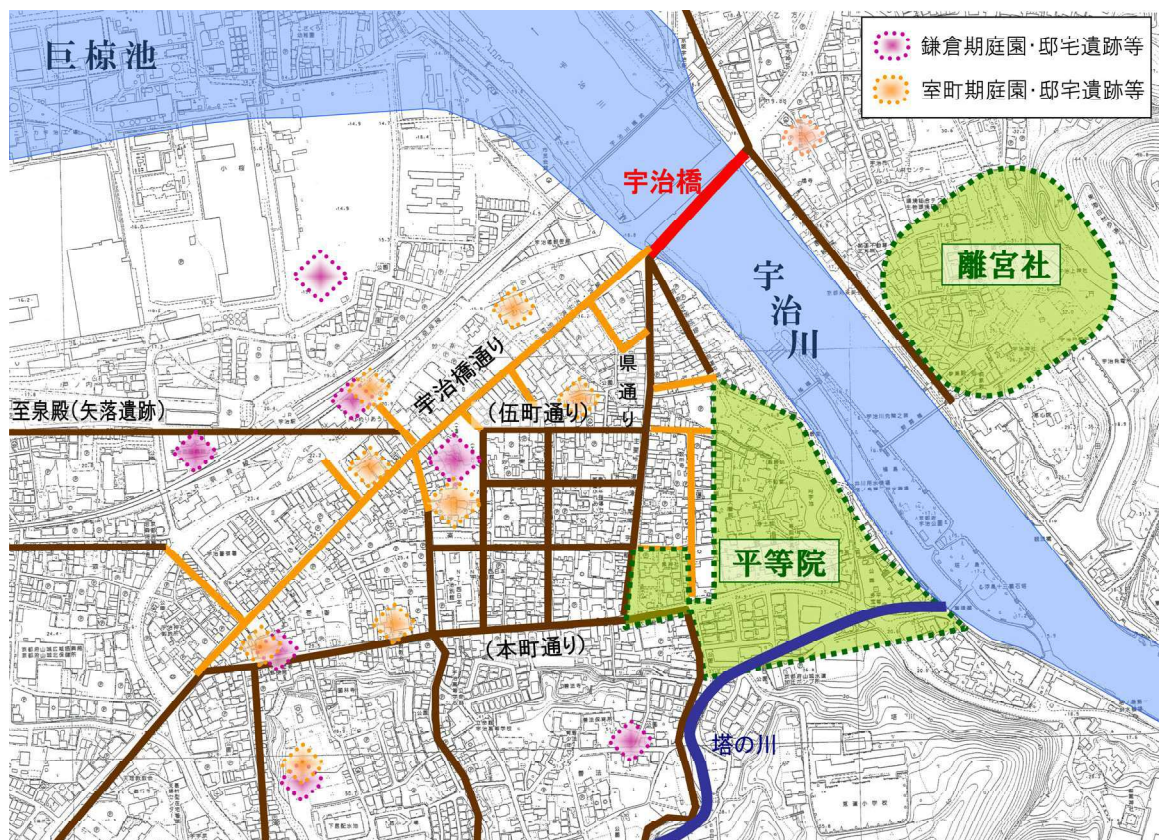


図2－22 室町時代の宇治地区の街路（出典：宇治市歴史的風致維持向上計画（第1期））

天下を統一した豊臣秀吉は、その晩年に大規模な城下町建設を伴う伏見城の築城に取り掛かり、同時に宇治川の治水工事を行うことで伏見城下に交通・経済を集中させた。この際に築堤された堤防は太閤堤と総称され、その一部が国指定史跡となっている。太閤堤の築堤は、巨椋池に流れ込む宇治川を^{まきしまつみ}槇島堤によって分離し、北に流れを変えることで水運を伏見城下に導くものであった。更に巨椋池の中に^{おぐらつみ}小倉堤を築き^{やまとかいどう}大和街道を設けることで、宇治を経由せずに直接奈良から伏見城下に向かう経路を整備した。これらの土木工事は、わが国における本格的な大規模治水の先駆けである。この秀吉の政策により宇治は古代以来の交通の要衝としての地位を減じたが、一方で茶好みの秀吉の庇護により茶産地としての名声を高めていくこととなった。

江戸時代は、庶民の社寺参詣が流行した時代であった。宇治は都の名所の一つとして知られるようになり、全国から人が訪れるようになった。宇治橋近くの川岸には水運関係者によって旅館が立ち並び、宇治川の舟遊びは名物の一つであった。

宝永3年(1706)に^{かいばらえきけん}貝原益軒が記した京洛案内記の決定版とでもいうべき『^{きょうじょうしやうらん}京城勝覧』では、洛中洛外の諸方面の名所旧跡を17日の日程に組み込み、簡潔な解説と道順案内を記している。そのうち、宇治方面は5日目の日程に組み込まれており、伏見^{ふし}藤森^{みふじもり}あるいは山科^{やましな}醍醐^{だいご}を経て^{ろくじぞう}六地藏^{こはた}・^{おうぼくさんまんぶくじ}木幡^{をちかた}・^{だいほうじ}黄檗山^{こうしやうじ}萬福寺^{たに}・^{やくし}遠方町^{あじろきんせい}・^{せきとう}大鳳寺町^{えしんいん}・^{はしひめ}宇治興聖寺^{やしろ}・^{あさひやまかんのんどう}朝日山^{あさひ}・^{やくし}谷の薬師(興聖寺の東)・^{あじろきんせい}網代禁制の石塔^{せきとう}・^{えしんいん}恵心院^{はしひめ}・^{やしろ}宇治橋^{あさひやまかんのんどう}・宇治の里^{あさひ}・平等院^{やしろ}・橋姫の社など宇治の名所を巡っている。この日程に朝日山が含まれていることから、現在の朝日山観音堂付近は、当時から名所として認識されていたことがわかる。

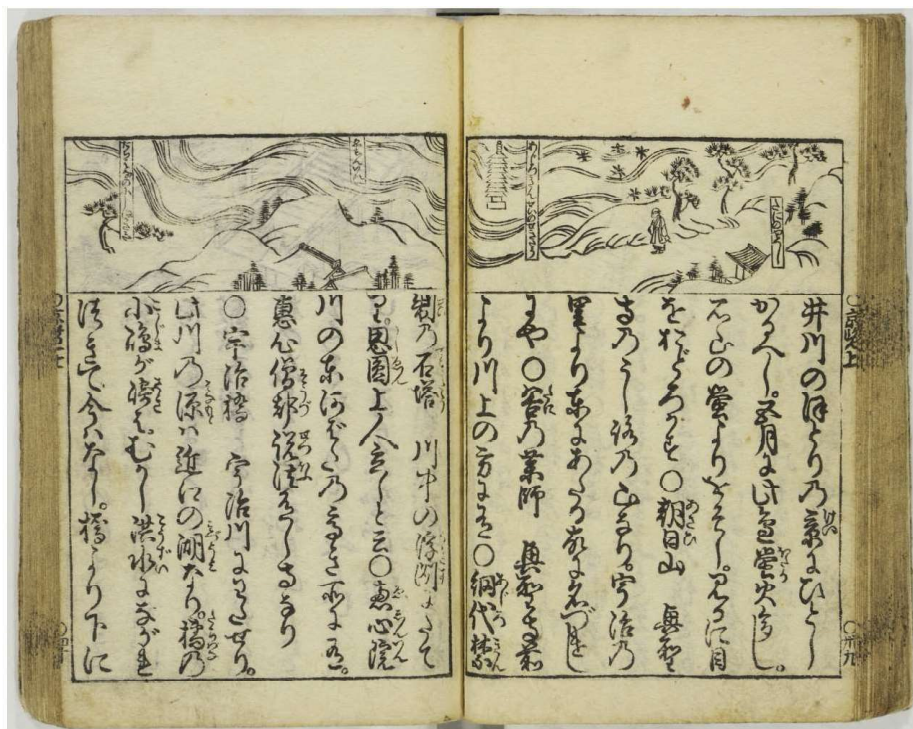


図2-23 『京城勝覧』 朝日山、谷の薬師、網代禁制の石塔、恵心院、宇治橋
(出典：京都府立京都学・歴彩館デジタルアーカイブ)

第2項 指定地内の社寺の歴史

宇治川右岸の仏徳山と朝日山の麓に、宇治上神社、宇治神社、恵心院、興聖寺の境内地がある。

ア 宇治上神社

宇治上神社は、仏徳山のやや北寄りの西側山麓に鎮座しており、菟道稚郎子とその兄の仁徳天皇及び2人の父親である応神天皇の3柱を祭神とする神社である。参道であるさわらびの道を進むと池にかかる石橋と正門があり、その正面に拝殿が建っている。仏徳山の麓に本殿があり、本殿に向かって右手側に摂社春日神社本殿及び末社香椎社、住吉社が建っている。本殿に向かって左手側には末社巖島社があり、境内地の北端に末社武本稻荷社がある。

『延喜式』神名帳（延喜5年（905））には「宇治神社二座」とあり、現在の宇治上神社と宇治神社とされている。祭神に八幡神の一柱である応神天皇を含むことから、江戸時代まで両社を総称して離宮八幡、あるいは宇治離宮明神と呼んでいた。離宮の名前は、その祭神である菟道稚郎子の「桐原日桁宮」があったとの伝えによるものである。離宮上社とも呼ばれており、江戸時代までは隣接の宇治神社と一体のものとして扱われていたことがわかる。明治元年（1868）に両社が分離し、今の宇治上神社と宇治神社になっている。氏子圏は宇治川右岸の旧槇島村東部を中心とした地区であり、現在も同地区の産土神として信仰されている。



図2-24 『宇治郷総絵図』（江戸時代中期）宇治上神社部分切り抜き

イ 宇治神社

宇治神社は、宇治川を挟んだ平等院の対岸にある。参道は、本殿から平等院がある南西方向に向かって伸びている。本殿より一段下がったところに拝殿（^{きりはらでん}桐原殿）を配している。本殿に向かって右手には末社春日社、^{まつしゃかすがしゃ}日吉社、^{ひよししゃ}住吉社があり、左手には末社伊勢両宮、^{まつしゃい せりようぐう}高良社、^{まつおしや}松尾社、^{ひろたしや}廣田社がある。

創建は明らかでないが、宇治神社の社伝によると、創始は祭神である菟稚道郎子が亡くなった314年という。『延喜式』神名帳（延喜5年（905））には「宇治神社二座」とあり、宇治上神社と一体であったと思われる。応神天皇の皇子菟稚道郎子1柱を祭神とする神社であり、かつては離宮下社や離宮若宮と呼ばれていた。現在の中宇治地区を氏子園とし、地域の産土神として信仰が続いている。『中右記』^{ちゅうゆうき}長承2年5月8日の記事によると、旧宇治、^{ちようしやう}槇島両地域の村民が鎮守明神である宇治神社の離宮祭に奉仕している様子が書かれており、平安時代の長承2年（1133）には中宇治地区の信仰を集めていることがわかる。また、『^{へいはんき}兵範記』の^{にんべい}仁平3年（1153）4月15日条裏書には「宇治白川等座々法師原」とあり、宇治郷や白川郷に在住する^{でんがく ほうし}田楽法師が田楽奉納を行っていたことがわかる。これら田楽奉納は、中世になると衰微し、宇治離宮明神を本拠とする^{さるがく}猿楽集団が山城、大和一帯で活躍する。しかし、16世紀に大和猿楽が勃興すると衰退し、宇治の猿楽集団は、それぞれ吸収、消滅の道をたどり、市指定有形文化財で「雪搔き」とも呼ばれる喜兵衛作の白色尉面にその面影を残すのみとなっている。

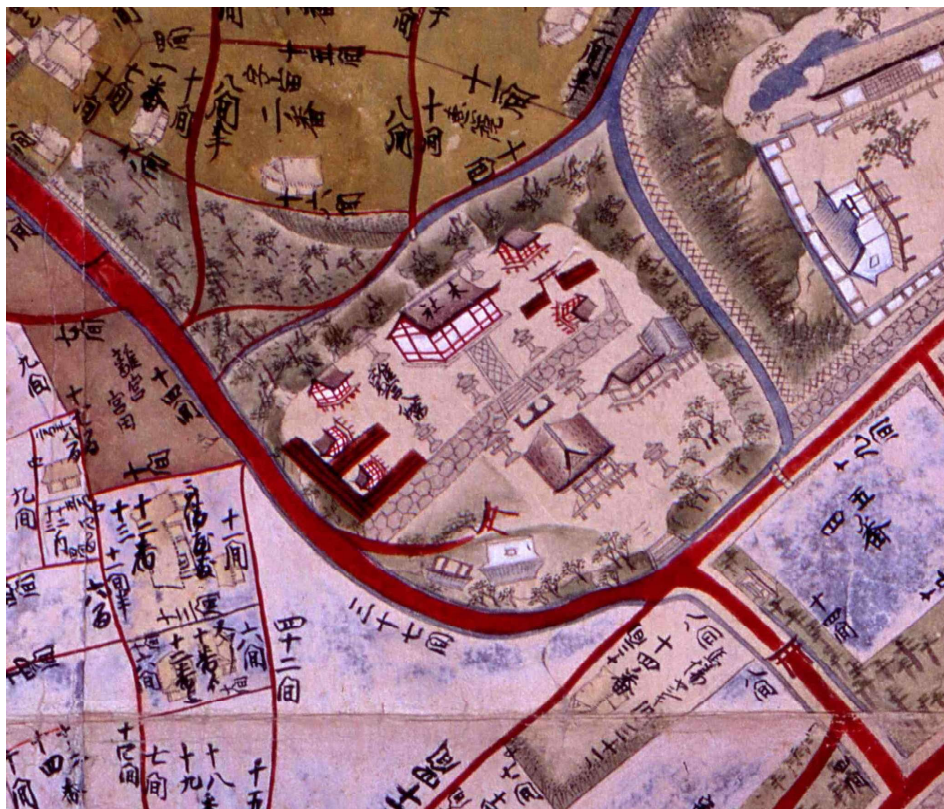


図2-25 『宇治郷総絵図』（江戸時代中期）宇治神社部分切り抜き

ウ 恵心院

恵心院は、朝日山と号する真言宗智山派の寺院で、十一面観音立像（京都府暫定登録文化財、宇治市指定文化財）を本尊としている。宇治川の右岸にある朝日山や仏徳山へ上がる傾斜地上に位置している。坂道を上った先に山門があり、境内地のほぼ中央には本堂が西面して建っている。江戸時代には宇治の名所のひとつとしてあげられている。

創建年代は、寺伝によると弘仁年間（810～823年）に空海により、唐の龍泉寺にちなみ創建されたとされている。その後、寛弘年間（1005～1011年）に『源氏物語』に出てくる横川僧都のモデルとされる天台僧源信（恵心僧都）が中興し、文禄年間（1592～1596年）に再興したとされている。春日局が住職の姪の侍女に命じて徳川家光の安全祈祷と祈祷札の献上を行ったほか、宇治茶師が例年の茶摘みの前に火除の祈祷を依頼するなど、祈祷を主体として興隆した寺院である。明治16年（1883）に刊行された『久世郡寺院明細帳』によると、後水尾天皇の中宮東福門院和子（徳川秀忠の娘）によって境内に歓喜天堂が寄進されている。また、江戸時代中期に描かれた『宇治郷総絵図』をみると、堂舎が整っている様子がわかる。幕末には白川金色院の僧房であった蔵坊を恵心院が兼帯し、寺領であった小倉村などに数十人の檀家を持つ大きな寺院であったことが史料からわかっている。しかし、明治維新の頃には無住となり、京都竹田の安楽寿院住職が兼帯していた。



図2-26 『宇治郷総絵図』（江戸時代中期）恵心院部分切り抜き

エ 興聖寺

興聖寺は、仏徳山の南西中腹に位置する曹洞宗の寺院である。宇治川河畔に建つ四足の石柱門と竜宮造の山門の間を琴坂が結び、境内は山と伏見城の遺構を用いて建立された法堂を直線上に配し、その左右に僧堂・庫裏を置く禅宗様の伽藍配置をとる。興聖寺背後の仏徳山の南東に続く小さな山丘である朝日山の山頂には、石仏の観音菩薩を祀った朝日山観音堂があり、近傍に「菟道稚郎子墓」と記す墓石や五輪塔、淀藩主永井尚政が建立したと伝える五重石塔などがある。

興聖寺は、鎌倉時代に道元が開創した寺院であり、もとは京都深草の地にあったが、応仁の乱などの戦乱によって衰亡した。淀藩主永井尚政は、曹洞宗に傾倒していた父直勝の菩提を祀り、自身の菩提寺とするために興聖寺の再興を決意し、慶安元年（1648）に曹洞宗の高僧萬安英種禪師を宇治に迎え、寺院の建立が始まった。現在の寺地は宇治七茗園の朝日園があった場所であり、当時は松の山となっていた。これを切り開くことで境内地を造成し、山の斜面に参道を切り開いた。造営の費用はすべて永井家が負担し、離宮八幡宮や恵心院、茶師や農民など周辺の地主から24町歩に及ぶ境内や門前、山林などを買い取り当寺に寄進した。

越前永平寺、加賀大乗寺、肥後大慈寺、能登総持寺と合わせて「日本曹洞五箇禅林」と呼ばれ、寛文4年（1664）には、曹洞宗畿内4か国（山城、大和、河内、和泉）の触頭寺院となり、108箇寺の末孫寺院を持つ独立本山としての一派を形成していたが、興聖寺の経済を支えていた永井家の没落などが影響し、延享4年（1747）には幕命によって永平寺の末寺に編入された。

興聖寺の所蔵する文書の中に、『興聖寺作木并掃除覚帳』（寛文5年（1665））があり、寺の建立当初より庭園及び樹木の管理に定式化した配慮がなされたことが知られている。

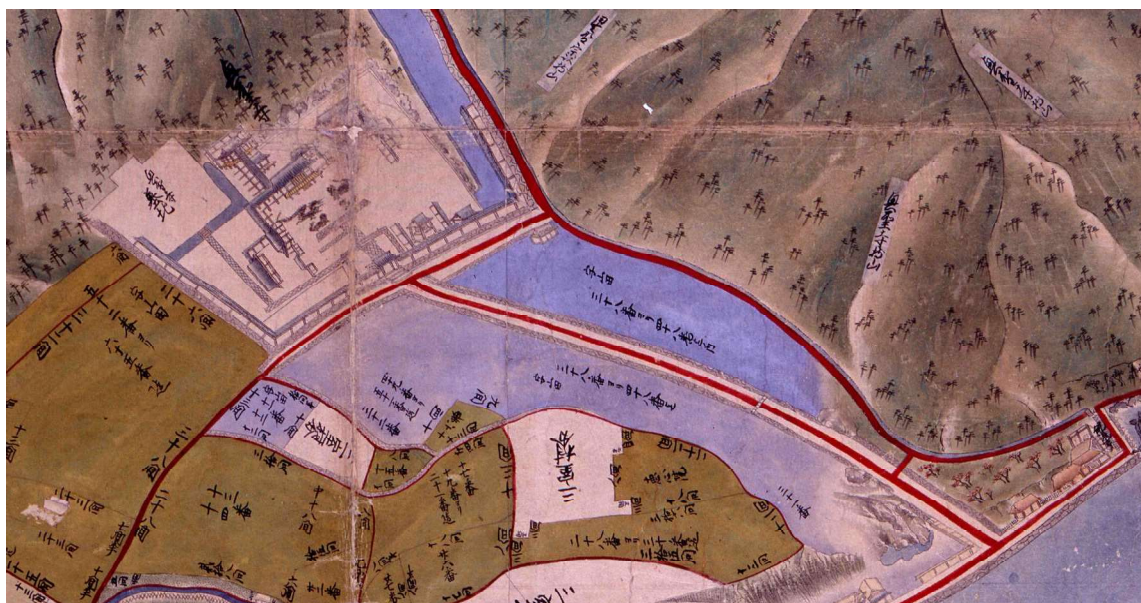


図2-27 『宇治郷総絵図』（江戸時代中期）興聖寺及び琴坂部分切り抜き

第3項 宇治の近代化

明治20年(1887)私設鉄道条例が公布され、全国的に私設鉄道の建設が始まると、京都と奈良を結ぶ路線が奈良鉄道株式会社によって計画された。これが現在のJR奈良線で、この鉄道は茶を始めとする物資輸送にも利用された。また、大正2年(1913)には、旅客運送に特化した京阪電気鉄道宇治線が宇治川右岸沿いに建設され、宇治の観光に大きく寄与した。

この観光地化に対応するため、宇治保勝会(明治35年(1902))や宇治郡史蹟保存会(大正5年(1916))などの団体が設立され、行政と連携しながら新名所の設定、平等院公園の拡張など観光施設の整備などが行われた。林倫子氏の研究によると、この時設立された宇治保勝会は、一度活動が維持できなくなった後明治42年(1909)に再結成され、「宇治公園計画」の立案や宇治川岸における植樹事業などが行われている。宇治保勝会が行った植樹事業などにより宇治を遊覧するための遊歩道ネットワークが形成・美化され、その後の地区の修景の方針決定につながったことなどが指摘されている(林2022)。その他、同時期に恵心院の再興など、歴史的遺産の保護が推進されている。

平安時代以来の宇治川の舟遊びは、宇治川の自然美と歴史文化遺産を巡る宇治川ライン遊覧として継承され好評を博した。大正15年(1926)には鎌倉時代以来途絶えていた鶴飼いが復活し、昭和に入ると宇治川先陣之碑の設置や茶祭りの開催などが行われた。宇治はこれら諸行事と宇治川に育まれた風物のほか、春は平等院の藤、初夏は琴坂の山吹、夏は朝顔園のみごとな朝顔、秋は興聖寺の萩と上流山間にかけての紅葉というような四季折々の花が多くの人々を誘い、一年を通して観光客で賑わう町となっていく。

明治20年(1887)頃から全国の地方都市においても電気事業が始まり、宇治市でも産業の近代化や周辺住民の生活利便性の向上などを目的に、豊富な淀川水系の水量を利用した発電所建設が進められ、大正2年(1913)に瀬田川の水力を利用した宇治発電所が完成した。宇治発電所に関わる水路開削工事は、明治39年(1906)に京都府知事・滋賀県知事に許可され、宇治川電気株式会社によって進められた。当初は、琵琶湖から南に流れ出る瀬田川から取水し、喜撰山などの山丘に^{ずいどう}隧道を通して仏徳山の中腹まで引水し、鉄管を通して落水させ、タービンを回すことで発電するという計画であった。しかし、平等院の対岸にあたる仏徳山の山腹に水圧鉄管を設ける計画であったことから風致破壊などに対する危惧が提起され、明治44年(1911)の施工許可には盛り土や植樹などにより風致の回復を求める取り決めが追加された。

大正13年(1924)には、宇治川上流にダム水路式の志津川発電所が完成した。このような近代鉄道網の整備や地元での水力発電による電力供給の確保を背景に、大正15年(1926)に日本レイヨン宇治工場が建設された。この近代的な繊維工場は操業当初から1,000人以上の工員を擁していた。昭和13年(1938)の宇治町の人口は12,000人となっており、日本レイヨン操業前と比べると倍増することとなった。

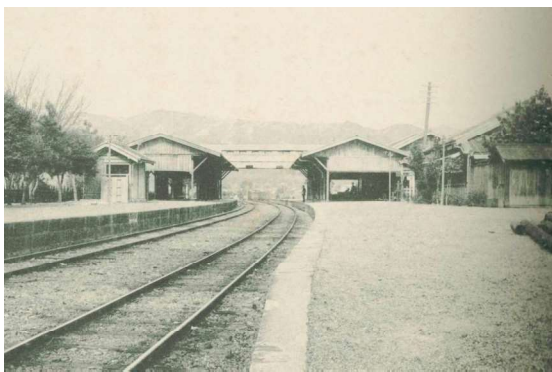


図2-28 国鉄奈良線宇治駅
(現JR奈良線宇治駅)

(出典：『京都府久世郡写真帖』大正4年(1915)を一部加工)

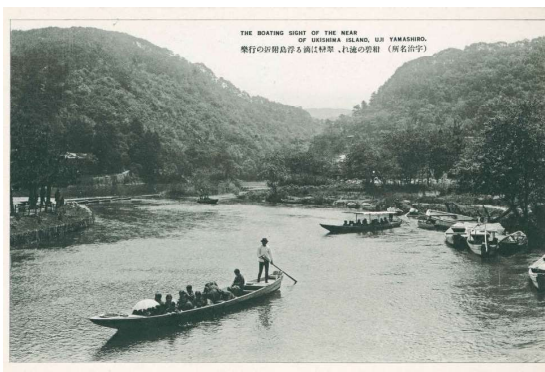


図2-29 (宇治名所) 紺碧の流れ、翠巒は滴る
浮島附近の行樂

(絵葉書、大正期～昭和初期)



図2-30 (宇治名所) 宇治川の螢狩り
(絵葉書、昭和初期)



図2-31 宇治川ライン モーターボート快走
(絵葉書、大正期～昭和初期)



図2-32 宇治川水力電気発電所遠望 (絵葉書、大正期)

第4項 戦後の宇治のまちと宇治山

昭和28年（1953）の南山城大水害により、市域平野部の広範囲が冠水したことを受け、志津川発電所の上流に天ヶ瀬ダムが建設された。昭和39年（1964）から貯水が開始され、取水口が水没したことによって志津川発電所における発電事業は終了した。このダム建設によって、宇治川溪流部の奇岩奇石のいくつかは水没し、宇治の観光の中核を担ってきた宇治川ラインの遊覧も終焉した。しかし、鳳凰湖と名付けられたダム湖は、新たな観光名所となっている。

宇治川遊覧が終わると、平等院への観光の一極集中が生じた。平等院は江戸時代から名所の古社寺として多くの人々が訪れていたが、奈良や京都への修学旅行の一般化や、昭和26年（1951）に平等院鳳凰堂が十円玉硬貨のデザインに採用されたことが背景となり、来訪者の急増をもたらしたと考えられる。平成6年（1994）には、「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」が国内で3件目の世界文化遺産として登録された。この世界文化遺産の構成資産に、宇治川を挟んで平等院と宇治上神社がなったことにより、宇治川右岸が再び注目されるきっかけとなった。

平成16年（2004）に文化財保護法の一部が改正され、文化財の新たな類型として「文化的景観」の制度ができた。宇治市は宇治川と宇治山の風光明媚な景観と、平等院に代表される平安時代以来の歴史が積み重なり、宇治茶の生産から販売までの一連の生業が営まれる宇治地区を中心として、平成21年（2009）2月に都市部の文化的景観としては第1号となる重要文化的景観「宇治の文化的景観」として選定された。

宇治山に関連する事象をあげると、指定地近隣における宅地造成などの開発がある。昭和40年（1965）頃から、宇治市でも京都や大阪のベッドタウンとして宅地開発が始まり、市域に広く分布していた茶園が急速に減少した。宇治山の近隣でも宅地開発が進んでおり、昭和30年代には二子山において土砂採掘の計画が立ち上がった。二子山古墳の墳丘裾まで工事が迫っていたことから京都府教育委員会から工事中止の通知が出された。その後、二子山古墳発掘調査委員会によって発掘調査が行われ、古墳時代中期の武具や鉄製品など豊富な副葬品を有する古墳であることがわかったことから保護されることとなった。宇治山では、その後も幾度か開発計画が立ち上がったが、土砂災害や出水に対する危惧から地元の反対があり、風致景観が保護されてきた。

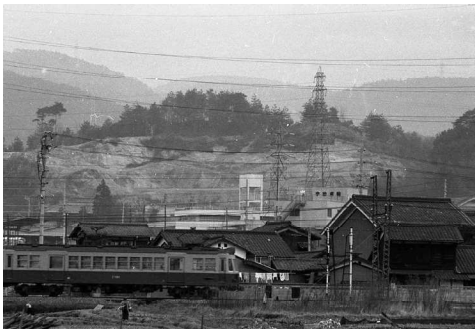


写真2-11 土砂採掘計画が進む二子山
（昭和43年（1968）撮影）



写真2-12 志津川発電所跡（左）と天ヶ瀬ダム（奥）

表 2 - 3 宇治山関係略年表

年代		事項
5 世紀後半		この頃、宇治川東部に古墳が造り始められ、宇治二子山古墳が造られた。
大化 2	646	大化改新の詔、この年、宇治橋が初めて架けられた。
延暦 3	784	長岡遷都、このころ山背国府が相楽郡から葛野郡に移転した。
〃 13	794	平安遷都、山背国が山城国と改称された。
〃 16	797	文室波多麿に命じて宇治橋を架けさせた。
弘仁 5	814	嵯峨天皇が栗前野に遊獵し、桓武天皇の子明日香親王の宇治別業に行幸した。
延長 8	930	この年、山城国司に宇治離宮社を造営させた。
長徳 4	998	この頃、藤原道長が藤原師輔女（故源重信室）から宇治院を買得した。
寛弘 5	1008	『源氏物語』に関する記述の初見とされる。
治安元	1021	この頃までに『源氏物語』全 54 帖が完成した。
〃 7	1052	頼通、宇治別業を平等院とし、この年、末法の到来が信じられた。
天喜元	1053	平等院鳳凰堂が建立された。
寛治元	1087	白河上皇が平等院に御幸し、泉殿・富家殿に立ち寄った。
康和 4	1102	白川金色院が落慶し、法要が営まれた。
長承 2	1133	宇治離宮祭の名の初見とされる。
保元 3	1158	後白河上皇が平等院に御幸した。
治承 4	1180	以仁王・源頼政らが、平氏の軍と宇治で戦って敗死した。
元暦元	1184	源義経により木曾義仲の軍が宇治川で敗れた。
建仁 3	1203	後鳥羽上皇が、僧慈円に命じて宇治御所を造営した。
承久 3	1221	北条泰時の軍により後鳥羽上皇の兵が宇治川で敗れた（承久の乱）。
弘安 9	1286	叡尊が宇治橋を架け替えるとともに、浮島十三重塔を建立した。
建武 3	1336	楠木正成が、足利尊氏の軍と宇治川に戦って、宇治の町を焼いた。
延文元	1356	宇治川の洪水により宇治橋や浮島十三重塔のほか、槇島の大半が流失した。
長祿 4	1460	この年、白川金色院が盗火にあって焼けた。
文明 15	1483	畠山義就方の斉藤彦次郎が、宇治に放火し、市街の大半を焼いた。
〃 17	1485	山城国人が集会を開いて両畠山軍の撤退などを求める 3 カ条の掟法を定め、両北畠軍を山城国から撤退させた（山城国一揆）。
〃 18	1486	平等院で会合し、国掟法を制定した。
明応 2	1493	稲八妻城が攻略され、山城国一揆による自治が消滅した。
弘治 2	1556	三好長慶の命により、松永甚介が宇治橋を造営した。
天正元	1573	織田信長が、足利義昭の籠った槇島城を攻略し、室町幕府が滅亡した。
〃	〃	前田利家らが宇治川の堤を築き、この年、秀吉が宇治橋を撤去したと伝う。
慶長元	1596	大地震によって伏見城が崩壊し、宇治でも浮島十三重石塔が倒壊するなど被害を受けた。
〃 4	1599	家康の命により、山口正弘・修弘父子が宇治橋を造営した。
〃 11	1606	宇治郷代官上林久茂が没し、その子勝永がその職を継いだ。
寛永 10	1633	徒歩頭が交代で宇治採茶使をつとめることを定めた（御茶壺道中の確立）。
〃 12	1636	上林峯順らが奉行となり、宇治橋が造替された。
慶安元	1648	淀城主永井尚政が、萬安英種禅師を宇治に向かえ、興聖寺を再興した（慶安 2 年（1649）住職として着任、承応元年（1652）伽藍の造営が完了）。
元禄 11	1698	宇治郷で大火があり、茶園 10 町・家屋 550 余戸が焼け、平等院大門などが類焼した。
享保 4	1719	宇治郷代官上林門太郎久豊が改易（享保 6 年（1721）に赦免される）。
寛保 3	1743	上林氏による宇治郷支配が中断した。

年代		事項
宝暦 6	1756	宇治川大洪水、浮島十三重塔が倒れ、観流亭・橋姫社・宇治橋などが流失した。
寛政 12	1800	上林六郎久忠が宇治郷代官となり、上林家による統轄が復活した。
〃 14	1843	上林久賢が代官を免じられ、宇治郷支配が上林氏の手から離れた。
慶応 3	1867	幕府が宇治を含めた山城国内の天領を禁裏御料として献上した。
明治 2	1869	上林又兵衛家が知行地を京都府に返上した。
〃 8	1875	淀川改修工事が開始された（明治 21 年（1888）完成）。
〃 14	1881	宇治郷が宇治町と宇治郷に分離した。
〃 22	1889	市町村制（明治 21 年（1888）公布）が施行され、宇治市域の 19 町村郷が 1 町 5 村に統合された。
〃 29	1896	奈良鉄道の桃山・玉水間が開通し、木幡・宇治・新田の各駅が設けられた。
〃	〃	再び淀川改修工事が始められた（明治 43 年（1910）京都府下の工事が完了）。
〃 35	1902	平等院鳳凰堂の修理が始められた（明治 40 年（1907）竣工）。
〃 40	1907	福田海によって浮島十三重塔の復元が着手された（明治 41 年（1908）完成）。
〃 41	1908	宇治川電気株式会社によって宇治発電所が着工。
〃 44	1911	石山宇治通船（株）によって南郷・宇治間の通船が開始された（大正 9 年（1920）大峰ダムの建設により途絶える）。
大正 2	1913	京阪電鉄（株）宇治線が開通。
〃	〃	宇治発電所が竣工し、送電を開始した。
〃	〃	宇治町が町営電気事業（宇治発電所からの受電方式）の営業を開始した。
昭和 2	1927	日本レイヨン（株）宇治工場が操業を開始した。
〃 8	1933	巨椋池干拓事業の起工式が行われた（昭和 16 年（1941）完成）。
〃 11	1936	宇治橋が鉄筋コンクリートの永久橋に架け替えられた。
〃 17	1942	戦時の配電統制令によって宇治川電気株式会社など関西の主要電気事業者が関西配電株式会社に統合された。
〃 18	1943	戦時の配電統制令によって宇治町営電気事業が関西配電株式会社に統合された。
〃 26	1951	宇治市が誕生した。人口 38,231 人。
〃 28	1953	豪雨により宇治川左岸の堤防が決壊し、巨椋池干拓地一帯が水没したほか、随所で大規模な氾濫や山崩れが発生した。
〃 32	1957	昭和 26 年（1951）から行われていた平等院鳳凰堂の解体修理が竣工した。
〃 39	1964	昭和 34 年（1959）から工事が始まった天ヶ瀬ダムが竣工した。
〃 45	1970	昭和 42 年（1967）から工事が始まった喜撰山揚水ダムが竣工し、発電を開始した。
〃 63	1988	国道 1 号京滋バイパス全線が暫定開通し、市内に 4 つのインターチェンジが整備された（平成 2 年（1990）本線部分全線 4 車線開通）。
平成 6	1994	平等院、宇治上神社が世界文化遺産「古都京都の文化財」の構成資産に登録された。
〃 8	1996	歩道の整備など道路拡幅のため、宇治橋が架け替えられた。
〃 10	1998	源氏物語ミュージアムが開館した。
〃 13	2001	J R 奈良線宇治駅－新田駅間が複線化された。
〃 21	2009	宇治の文化的景観が重要文化的景観に選定された。
〃	〃	宇治川太閤堤跡が国史跡に指定された。
〃 30	2018	宇治古墳群（宇治二子山古墳・二子塚古墳）が国史跡に指定された。
〃	〃	宇治山が名勝に指定された。
令和元	2019	平成 21 年度（2009）から始まった宇治川塔ノ島地区河川改修事業が完了し、完成式典が行われた（令和 4 年度（2022）グッドデザイン賞受賞）。
〃 3	2021	お茶と宇治のまち歴史公園が開園した。

（４）文化財

第１項 宇治市内の文化財の概要

宇治市には国指定・選定・登録の文化財が 57 件（うち国宝 10 件）あり、京都府指定・登録の文化財は暫定登録を含めると 118 件、宇治市指定の文化財は 56 件である。このほか、文化財を支える技術（選定保存技術）や、文化財周辺の環境を保全する区域（文化財環境保全地区）の決定など、文化財の継承に必要な技術や環境の保護も、同時に取り組んでいる（表 2－4）。

平等院は、藤原頼通が父道長から譲り受けた別業「宇治殿」を寺としたもので、史跡及び名勝に指定されており、鳳凰堂内の定朝作の木造阿弥陀如来坐像や天蓋、鳳翔館に展示されている梵鐘が国宝となっている。塔頭浄土院内に建つ養林庵書院は、伏見城から移したものと伝えられており、重要文化財に指定されている。塔の島に建つ浮島十三重塔は、川で漁撈される魚霊の供養と宇治橋の安全を祈念して、弘安 9 年（1286）に西大寺の僧叡尊が建立した石造塔で、重要文化財に指定されている。現在のものは明治 41 年（1908）に宗教団体福田海が再興したもので、現存石造塔の中で国内第一位の高さである。この下流に位置する宇治川太閤堤跡は、宇治川の右岸に豊臣秀吉が築造した堤跡で、国指定史跡である。

市内の京都府指定文化財は、社寺建築や美術工芸品が多いことが特徴で、その分布は奈良街道沿いにまとまっている。建造物の指定は江戸時代のものを中心となっている。京都府文化財保護条例で定められた文化財環境保全地区として下居神社文化財環境保全地区と興聖寺文化財環境保全地区が決定されており、興聖寺は、琴坂や境内地背後の山とともに環境保全が図られている。

市指定文化財は、美術工芸品の数が最も多く 47 件が指定されており、平安時代の仏像が中心となっていることが特徴である。建造物は興聖寺伽藍など 4 件がある。宇治市指定文化財の中で特徴的なものとして、無形文化財の宇治茶手もみ製法がある。



写真 2－13 平等院鳳凰堂（国宝）、
平等院庭園（国指定史跡及び名勝）



写真 2－14 浮島十三重塔（重要文化財）

表 2－4 宇治市内文化財数

	区分	種類	国		府			市	合計
			指定・選定 () は国宝数	登録	指定	登録	暫定 登録	指定	
文化財の 類型	有形文化財	建造物	15 (4)	0	11	3	13	4	46
		美術工芸品	34 (6)	0	9	0	73	47	163
	無形文化財		1	0	0	0	0	1	2
	民俗文化財	有形の民俗文化財	0	1	0	0	2	0	3
		無形の民俗文化財	0	0	1	0	0	1	2
	記念物	遺跡	4	0	2	0	0	2	8
		名勝地	2	0	4	0	0	0	6
		動物、植物、地質 鉱物	0	0	0	0	0	1	1
	文化的景観		1						1
	合 計		57 (10)	1	27	3	88	56	232
その他	選定保存技術								0
	文化財環境保全地区※				2				2

※国指定の記念物の物件件数としては計 5 件。同一の物件（平等院庭園）が史跡と名勝、それぞれの指定をうけている。

※文化財環境保全地区：

府指定・登録された有形文化財・記念物の保存のために、土地の形質変更や木竹の伐採などを規制する地区。

第 2 項 名勝宇治山指定地内の文化財

名勝の指定範囲内には、国指定史跡宇治古墳群に含まれる宇治二子山古墳が所在する。名勝指定地の一部は、重要文化的景観「宇治の文化的景観」が重複しており、宇治上神社、宇治神社、恵心院、興聖寺が、その景観重要構成要素となっている（表 2－5）。

宇治上神社は、世界遺産の構成資産で、境内の本殿と拝殿が国宝、摂社春日神社本殿が重要文化財に指定されている。本殿は一間社^{いっけんしゃ}流造^{ながれづくり}の内殿三棟を並立させ、それを流造の覆屋で覆った特殊な形式となっている。建立年代は、^{かえるまた}墓股の意匠や組物など細部の特徴から 12 世紀前半と推定され、神社建築としては、日本最古のものとして知られている。拝殿は 13 世紀初頭の寝殿造^{しんでんづくり}であり、現存する中で最古のものである。摂社春日神社本殿は檜皮葺^{ひわだぶき}の一間社流造であり、鎌倉時代後期のものである。

宇治神社では、本殿と木造菟道稚郎子命坐像^{もくぞうじのわきいらつこのみことざどう}が重要文化財、末社春日社本殿が府指定有形文化財となっている。本殿は檜皮葺^{さんげんしゃ}の三間社流造^{ながれづくり}であり、鎌倉時代後期のものである。末社春日社本殿は、銅板葺^{いっけんしゃ}の一間社流見世棚造^{みせだなづくり}である。鎌倉時代建立の宇治神社本殿と類似する技法で作られており、中世に遡る大型の流見世棚造として貴重である。木造菟道稚郎子命坐像は座高 91 cm の木造である。頭に冠^{かんむり}をいただき両手を胸前にして笏^{しゃく}を持ち、^{ふざ}趺坐^{だんしん}している男神像である。両臂^{りょうひじ}を内側に曲げ、左手を前に拱手^{きょうしゅ}している点が他の神像では見られず珍しいものである。

恵心院本堂は、府指定有形文化財となっている。現在の本堂は、棟札より延宝 4 年（1676）に宇治代官^{かんばやしほうじゅんしげたね}の上林峯順重胤ほか上林一門が造営に携わり、大工秋篠兵庫藤原吉兼^{あきしのひょうごふじわらよしかね}によって建てられたことがわかっている。本堂内の北側 3 間を須弥壇^{しゅみだん}とし、南側 1 間を護摩壇^{ごまだん}とする左右

非対称な平面形状であり、建立当初より祈禱を重視する当院の性格を反映した造りとなっている。史料から建立年代や造営に携わった人がわかっている点や、祈禱に重点を置いた本堂の造りなど、歴史的、学術的に価値の高い建造物である。

興聖寺は、庭園及び琴坂が府指定名勝になっているほか、境内地及び琴坂や後背の森林が興聖寺文化財環境保全地区となっている。また、伽藍を構成する建造物のうち 12 棟が宇治市の指定建造物となっている。興聖寺庭園は、本堂の前の庫裏及び僧堂で限られた正方形に近いかれさんすい枯山水の平庭であり、立石を多く置いた庫裏側の半面と五層の石灯籠を中心に置き数個の景石を置いたのみの半庭が対照的である。また、他の堂舎の周りにも起伏に富んだ築庭がなされている。琴坂は両側を流れ下る山水の琴鳴にも似た瀬音と、切通しとなった坂道の両側に苔むした荒い野面積みの石積みが情緒を醸し、参道を覆う木々と一体となって良好な景観を形成している。

表 2－5 名勝宇治山の指定地内に所在する指定等文化財

所在	指定等	名称・数量	時代
宇治上神社	国宝	宇治上神社本殿 1 棟	平安（後期）
		宇治上神社拝殿 1 棟 附 棧唐戸 4 枚 墓股 1 個	鎌倉（前期）
	重要文化財	宇治上神社摂社春日神社本殿 1 棟	鎌倉（後期）
		本殿扉絵（板絵著色）4 面	平安
	府暫定登録	宇治上神社末社巖島社	
		宇治上神社末社香椎宮	
		宇治上神社末社武本稲荷社	
		宇治上神社文書	
宇治神社	重要文化財	宇治神社本殿 1 棟	鎌倉（後期）
		木造菟道稚郎子命坐像 1 軀	平安
	府指定有形文化財	宇治神社末社春日社本殿 1 棟	室町
	府暫定登録	宇治神社拝殿	
		宇治神社末社日吉社	
		宇治神社末社住吉社	
	市指定有形文化財	白色尉面（雪掻きの面）1 面	桃山
		木造狛犬 2 軀（1 対）	鎌倉
恵心院	府指定有形文化財	恵心院本堂 1 棟	江戸
	府暫定登録 市指定有形文化財	木造十一面観音立像 1 軀	平安
	府暫定登録	木造阿弥陀如来立像 1 軀	
興聖寺	府指定名勝	興聖寺庭園及び琴坂	江戸（前期）
	文化財環境保全地区 （府決定）	興聖寺文化財環境保全地区	

所在	指定等	名称・数量	時代
興聖寺	府暫定登録	紙本著色十界図 六曲屏風 右隻 1 隻	
		紙本著色十界図 六曲屏風 左隻 1 隻	
		絹本著色釈迦三尊十六善神像 1 幅	
		絹本著色釈迦三尊十六羅漢像 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 賓度羅跋羅惰闇尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 迦諾迦伐蹉尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 迦諾跋釐墮闇尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 菴賓陀尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 諾距羅尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 跋陀羅尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 迦理迦尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 伐闍羅尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 戎博伽尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 半諾迦尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 羅怛羅尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 那伽犀那尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 因揭陀尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 伐那波斯尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 阿氏多尊者 1 幅	
		絹本著色十六羅漢像 注荼半諾迦尊者 1 幅	
	市指定有形文化財	興聖寺伽藍 12 棟	江戸
		絹本著色釈迦三尊十六羅漢像 1 幅	南北朝
		木造聖観音立像 1 軀	平安
		梵鐘 1 口	江戸
その他	国指定史跡	宇治古墳群（二子山古墳）	古墳
	府考古資料	二子山古墳出土遺物	
	重要文化的景観	宇治の文化的景観	



写真 2 - 15 宇治上神社本殿（国宝）



写真 2 - 16 宇治神社本殿（重要文化財）

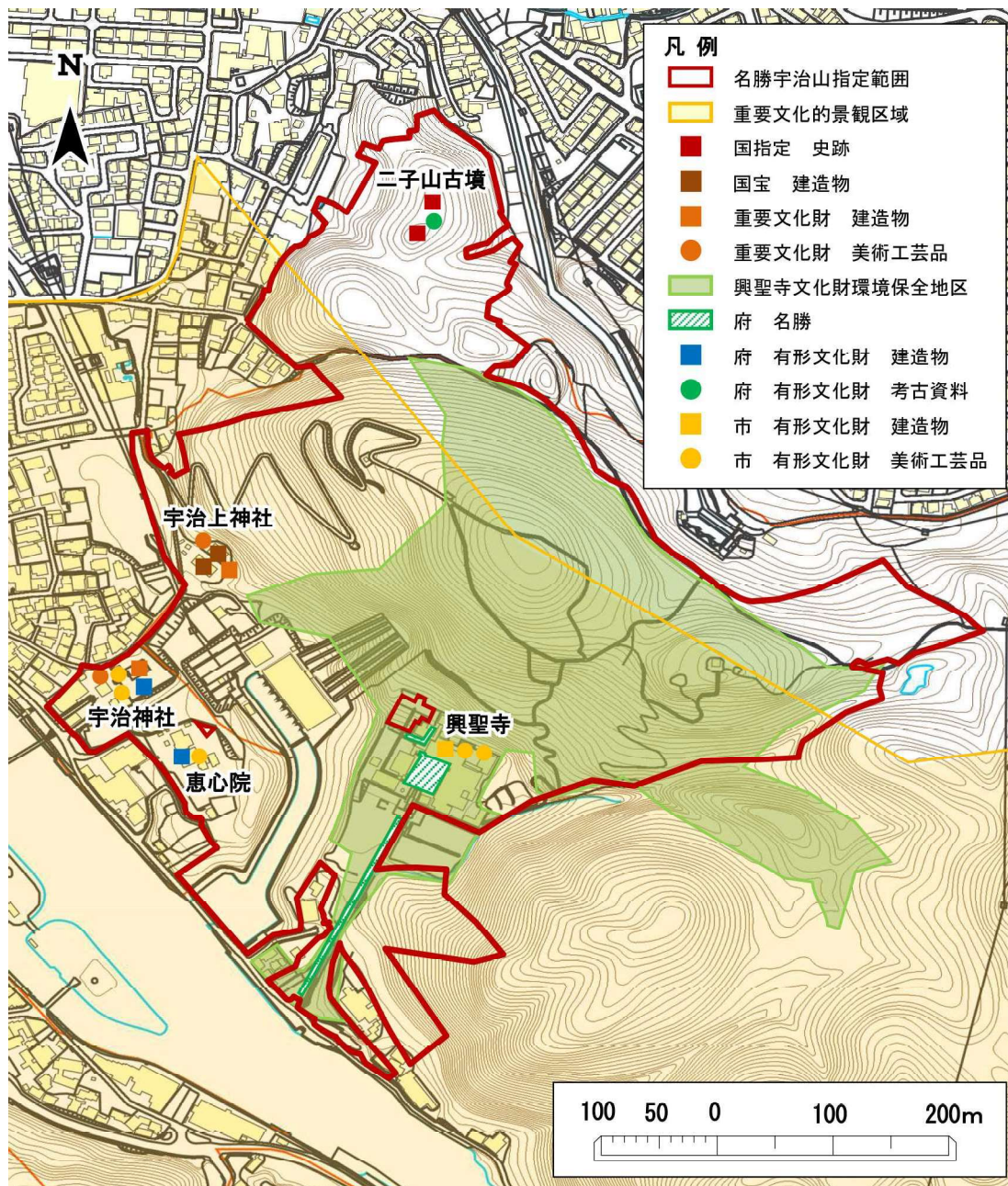


図 2 - 33 名勝宇治山指定地内に所在する文化財